

平成23年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成23年12月7日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

16番 早乙女順子議員

1. 福島原発事故による放射性物質による環境汚染への対処について
2. 福島原発事故による放射性物質が健康に与える影響に対する対策について
3. 高齢者福祉施策、介護保険事業の課題について

11番 眞壁俊郎議員

1. 議会改革について
2. 総合計画後期基本計画について

29番 菊地弘明議員

1. 上下水道行政について
2. 教育行政について

10番 高久好一議員

1. 介護保険について
2. 子ども医療の拡充とワクチンの補助について
3. デマンドタクシーを活用した公共交通の拡充を
4. 不登校・いじめ対策について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長職務代理者	松下昇君	副市長	増田徹君
副市長		企画部長	室井忠雄君
教育長	井上敏和君	総務部長	三森忠一君
企画情報課長	古内貢君	財政課長	伴内照和君
総務課長	熊田一雄君	環境管理課長	齋藤正夫君
生活環境部長	松本睦男君	福祉事務所長	玉木宇志君
保健福祉部長	長山治美君	産業観光部長	生井龍夫君
社会福祉課長	阿久津誠君	建設部長	君島淳君
農務畜産課長	斉藤一太君	上下水道部長	岡崎修君
都市計画課長	若目田好一君	教育部長	平山照夫君
水道管理課長	薄井正行君	会計管理者	後藤のぶ子君
教育総務課長	山崎稔君		

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長

荒 川 正 君

農 業 委 員 会 長
事 務 局 長

成 瀬 充 君

塩原支所 長

臼 井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 齊 藤 誠

議 事 課 長 渡 邊 秀 樹

課 長 補 佐 兼
議 事 調 査 係 長 稻 見 一 美

議 事 調 査 係 小 平 裕 二

議 事 調 査 係 人 見 栄 作

議 事 調 査 係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 初めに、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） おはようございます。

市政一般質問を行います。

1番目の福島原発事故による放射性物質による環境汚染への対処についてからお聞きいたします。

原子力発電所の事故により放出された放射能物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が平成24年1月1日に施行されます。那須塩原市は、特措法に基づく基本方針で示された、追加被曝が年間1mSv以上となる、汚染状況重点調査地域に該当することが明らかになりました。

そこでお聞きいたします。

「国は11月中に汚染状況重点調査地域に正式に指定し、除染実施計画の策定に向けた協議に入る」と報道されましたが、非公開で行われた国の説明会の具体的その内容を伺います。

汚染状況重点調査地域に対しては、市町村が実施計画を策定し除染を行い、国が財政支援する方針とのことですが、既に行った除染費用は同法の適用となるのでしょうか、お聞きいたします。

除染が地域住民の健康にかかわることを考えると、除染実施計画の策定に当たっては、地域住民の参加のもとに行うべきと考えられますが、除染実施計画の策定をどのように行うのかお聞かせください。

除染で生じた土壌などの仮置き場を市町村ごとに確保するよう国は求めています、国からは具体的な支援策は示されなかったとのこと。那須塩原市ではどのようにするのかお聞かせください。

除染によって汚染を移動させ拡散させる危険を認識し、除染による環境浄化には限界があることを確認し、除染実施に当たっては適切な環境防止措置と作業員の被曝対策がなされるような実施計画とすることを求めますが、市の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 議席番号16番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えいたします。

第1、福島原発事故による放射性物質による環境汚染への対応について、まずの汚染状況重点調査地域に関する国の説明会についての質問にお答えいたします。

会議の内容につきましては、汚染状況重点調査地域の指定に当たっての意見の提出依頼、地域指定後のスケジュール説明がありました。

次に、の既の実施した除染費用の財政支援の適否についてですが、汚染状況重点調査地域内で0.23 μ Sv/h以上で、各市町が今後策定する除染実施計画の内容に即していれば、必要かつ合理的な範囲内で遡及して補助対象とすることは可能とのことでございます。

次に、の除染計画策定の住民参加についてありますが、市の全体的な除染計画については、国の指針に沿って策定いたしますが、除染により発生した汚染土壌の仮置き場や除染の優先度などが大きな課題であるため、地域地域での除染の実施計画については、地域地域での市民の参画をお願いしていきたいと思っております。

次に、の除染で生じた土壌などの仮置き場についてですが、国の果たすべき役割を責任持って行うべきであると考えております。福島県での状況を見ましても、仮置き場の確保がなされた自治体はごくまれであり、これにより除染が遅々として進まない現実があります。

最後に、の除染による汚染の危険認識や除染に従事する作業員の被曝対策等のご質問ですが、これにつきましては、示されました放射性物質汚染対策特別措置法に基づく基本方針及びこれから示される予定のガイドラインに基づきまして、除染計画を立てる中で対処していきたいというふうに考えております。

除染について、より効果的な手法等の情報収集に努めるとともに、その効果を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問に移りま

す。

のところから再質問いたしますけれども、非公開としておきながら、指定に当たっての意見提出を求められたということと、スケジュールの説明があったということ、それだけだったんですか。具体的にもう少し詳しく聞かせてください、内容を。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 2回ほど説明会がございまして、一番身近なやつで11月7日に行われたところでございますが、この説明会では、いわゆる汚染状況重点調査地域の指定を希望するかどうかというのが第1点、それから、その他のご意見がありましたらということで、その市町村ごとの意見を求められたという状況であります。

それと、地域指定後のスケジュールでございますが、説明に、復命によりますと、12月中の指定を行い、なおかつ12月中の線量等の測定を国で行いながら、1月1日の法施行に向けていくよという形の内容でございました。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、そこで実際に指定を希望するかどうかと聞かれたようですので、それは何とお答えになりましたか。まさか、指定を希望すると答えたんだと思うんですけども。

それともう一つ、要するに0.23 μ Sv以上という部分の確認は国がするみたいなので、その辺はどのように測定を国はするということは、説明はありましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 11月16日までに返事くださいということだったものですから、私どもの

ほうとしては、当然ながら、指定を希望する、しかも全域でというような回答をさせていただきます。

それと、その内容的な部分での細かい説明はその後なかったという状況でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、のほうに入ってしまうんですけども、重点調査地域、 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上ということで、全地域を那須塩原は指定を求めるといっていただけですけども、要するに、そこが、国がはかったデータと市が求めた部分のところで、実際に国はそのはかるというとき、地上からの距離どのぐらいで、地表面ではかるのか、 50cm ではかるのか、 1m ではかるのか、その辺の説明というのは実際にあったものですか。

実際にこの $0.23\mu\text{Sv}$ というのは、国はどのようにして積算して出てきた値だというふうに説明していましたか。それとも説明されなかったのか。

実際にこの 0.23 にならない地域が出るということというのは、市のほうではなるだろうと思っていただけですけども、国のほうではならないというようなことは考えられないのかどうか。

先ほどの答弁の中では、除染費用の補助適用範囲を、必要であって合理的な範囲と、実施計画の中に市が入ればそこを除染の対象とすると。イメージ的にどういうことになるか、ちょっと説明を加えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 0.23 の具体的な内容の説明はございませんでしたが、私どものほうでは、いわゆる 16 時間と 8 時間という区分けの中での空中線量というふうに、いわゆる 1mSv 年でございます。これをパーアワーに換算したということで 0.23 を認識しているところでございますが、この説明会場では特段の説明はございませんでした。

それともう一つ、必要かつ合理的な範囲でということなんですが、これは具体的に示されたものではございません。ただ、私どもが作ります除染計画等々については、当然ながら国のほうのガイドライン等に基づいてつくるものですから、当然、その除染計画にのっとった形での除染内容等々については助成してもらえるものだというふうに私どもは思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そのどこの場所でのいうのも示されなかったんですね。地上、地表面なのか、 50cm なのか、 1m なのかによって相当数値というのは違ってきてしまうので、その辺も、先ほど意見を求められたというんですから、きちんと、そういうところが不明確であるとかということとは意見として入れてください。

それとあと、先ほど、国のこれから示すガイドラインに沿って行うというのは、この除染実施計画の策定もこのガイドラインの中で示されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 当然ながら、那須塩原市として、例えば優先の問題もでございます。 600km 近い地域でございますので、その中でどこを優先していくか。あと仮置き場等の問題も、当然ながら出てこようかと思えます。そういう中で、市独自で決めるべき内容と、国のほうでお示ししていただけるであろうガイドライン等をミックスした形で除染計画等は立てていくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今も、除去した汚染土

壤をどこに置くかという仮置き場の問題も出てきましたけれども、本当にどこに置くかというのすごく困難な問題です。先ほどの答弁のところでも、地域地域の住民の参画を願って行いたいということで、住民抜きにはできないという認識をお持ちでしょうから、広く市民の協力をお願いして、本当にこれこそ市民と協働して根気よく話し合っ、知恵を出し合っしてしなきゃならないので、1月1日から国は法律が始まるといっても、実際にはどうするかということには時間がかかりそうですので、市民と職員は、本当に市独自で立てたからそのとおりにやりなさいとかと、やりますと言ったって、できるような問題ではありませんので、市民とよく話し合った上でつくる除染実施計画となるような取り組みをしていただきたいということを申し添えます。

のところの再質問に移りますけれども、国の責任で行うべきだというふうにさっきおっしゃったような気がしたんですけれども、それはもう本当に国の責任で行うべきなんですけれども、仮置き場が決まらないと除染はできません。国は場所をどこにするかの具体的支援はしてくれない、というよりも、できないと私は思います。国にそんな能力はなさそうですし。あと県にも、資源化工場の下水汚泥の仮置き場の問題さえ解決できないので、県も当てになりそうにないです。

そういう中、国がやることは、せいぜいお金を出してくれるぐらいの支援でしょう。福島のことを見ていると、本当にそうだなと思います。それでも市に聞いたのは、仮置き場をどうするかという方向性を私たちが持たないと除染は始まりません。

ひとつ、仮置き場を確保するという覚悟があるかどうか。もうその覚悟がなかったら住民と話し合えませんので、仮置き場を確保するという覚悟

を決めているかどうかだけ聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 当然ながら、仮置き場については、設置しなきゃならないということでの覚悟はございます。ただし、地域地域で出るものを果たして1カ所に全部集めていいかどうか、仮置き場としてですね。その辺が、地域の方のご理解を当然得ながら、地域の方と一緒にやっていく場合に、どう対処していくか。

具体的に言うと、線量の高いところはミニスポットもあるだろうし、線的な部分もあるだろうし、場合によっても面的な部分もあるので、その地域地域で発生する、いわゆる汚染土量等々によっても違ってくと。

また、実際に山林等まで除染が入るという将来的な計画になるかとも思うんですが、そうした場合に、落ち葉等のそういったかさが多い、かさばったものについてのものをどうしていくとか、もろもろ頭の中はめぐっているわけでございまして、そういった意味でも、地域地域で住民の方のお知恵をかりつつやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そのとおりだと思います。もう行政だけで解決できる問題ではないという認識は持たなきゃいけないし、私たち住民のほうも、行政に言えばいいという問題ではなく、原発事故ってそういうものです。みんなが困難を抱えてしまって、だれかに何かしてと言っても、もちろん国と東電の責任はあります。でも、そこが何とかできるなら、そこにしなさいと言えますけれども、それができないならば、やっぱりもう一つ一つの問題、市自体にも問題は突きつけられて

いますけれども、私たち自体も、この放射性廃棄物をどうするかという問題を突きつけられています。一人一人の問題として解決をするために知恵を出し合わなきゃいけないと思いますので、特別委員会もできていますし、みんなで知恵を出していくことを確認したいというふうに思います。

ガイドラインが出て、そして実際にやっていくんですけれども、この除染というものに関して、最近なんですけれども、私もいろんなところからいろんな人に、行政だけじゃなくてもそうなんですけれども、除染の効果を確認して進めるというふうに、先ほど除染はどうするんだと言ったら、除染の効果を確認して進めるというふうに答弁していたと思うんですけれども、除染がとても困難だということで、これは福島原発のところでも起きている問題ですけれども、こういうシステムだと、こういう技術だと除染できますよというのが、もうちまたにあふれているんですね。除染ビジネスがすごくはやっていて、中には、これをつけると放射能が除去されるからなんていうのを訪問販売、消費者トラブルまであるような状態になっています。

公の施設で除染実証試験を行ったことを実績に売り込むというようなことを行おうとしている業者も実際にはいるんじゃないかなというふうに思います。市長とこの間、話していても、そういうことを危惧して、市長のほうは、効果が定かでないものもあるし、除染実証試験に関して、実際には市長としては、市が取り入れたとか、広域が取り入れたというふうに勘違いされないように、職員のほうには、確証のない技術を売り込む業者もいますので、やたらに除染の実証実験を現場の判断で行わないような指示を出したというふうに、それは市長に金曜日の日にお聞きしたんですけれども、その辺のところ、どのように徹底されて

いるのか聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 今、議員おっしゃったようなことは、私どもも市長から直接聞いておりますので、そのご意思を尊重して今後ともやっていきたいというふうに思います。

現在も私のところにも、対策本部を構えているものですから、1日に1件とは言わないですけれども、既にもう10パターンぐらいのいわゆる生物学的処理まで含めた形での除染ができるというような、何かちょっと本当に自分の範囲では理解できないような技術等も持ってこられている場合があります。やはりきちんとその辺については、実証試験に基づいたデータ等によって、市のほうも対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最後にお願いですけれども、現場をもう一回、汚染が発生しているような現場、水処理をやっているようなところとか汚泥が出るようなところ、要するに放射性の廃棄物が出てくるような部分のところをどうするかという部分のところ、現場でサンプル採取をさせているところがあるんじゃないかなと思うので、もう一度確認して、その辺のところを、現場はそういう運転業務は業者がやっていますので、市の職員が知らないところで委託業者がサンプル採取をさせて、それで効果があったかかということになると、那須塩原のどここのこういうサンプルをとって、それで効果があったかかということになってしまうと、さも那須塩原でそれを導入したような錯覚をさせることになりますので、もう一度全部、そういう該当する出先機関、確認を業者の

ほうにも徹底するよということにまらずしていただきたいことをお願いします。その辺、やっていただけますよね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） はい、当然のことです。そのような形で各部局と申し合わせするということになります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では次に、2番目の質問、福島原発事故による放射性物質が健康に与える影響に対する対策についてに移らせていただきます。

栃木県において、県民の健康不安を払拭することを目的として、放射線による健康影響に関する有識者会議が設置されました。その有識者会議は、論議は非公開で行われ、会議録は、要約され公開はされましたが、何を意味するのかわからないような内容のものでした。県民の健康への影響にすることが話し合われるのに県民に非公開では、不安払拭どころから不安増大と言えます。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

県の有識者会議の第1回会議録のまとめに、県と市町村が役割分担するとともに、県がコーディネート役を担うとありますが、何に対して役割分担をするのかは示されていません。有識者会議の設置目的が県民の健康不安払拭ですから、目的から推測して、直ちに健康に影響はないと不安払拭の旗振り役などを那須塩原市が分担させられたのでは困ります。本当にそれではたまりません。

那須塩原市は、目的を不安払拭でなく、被曝の低減と健康被害の最小化を目指して、健康管理調査とか食品の測定を行うということが適切だというふうに思いますが、市の見解を求めます。

低線量被曝による影響を考慮した健康調査が

望まれますが、具体的にそのような健康調査というのはどういうものなのか認識しているか、市の見解をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 私のほうから今の2番についてお答えをさせていただきます。

まず、健康管理調査や食品の策定、の具体的にどのような健康調査が必要かについては、関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

東電福島原発事故による放射能汚染に関しては、低線量の被曝が続くと予測しております。放射能汚染に対する対応や放射能と健康リスクの問題については、専門性が高いため、本市の放射能対策本部において、健康面、物理学面、農学面での3名の専門家にアドバイザーをお願いしたところであります。

健康管理調査等の実施については、本市の放射線量マップや積算線量計などによる測定などの事実を集積し、アドバイザーの意見を求め、放射能対策本部で決定してまいります。

また、食品の放射能測定については、一般に流通している食品以外のもので市民から申し込みのあった食品を対象に、本庁、西那須野支所、塩原支所、幕根出張所にそれぞれ1台、合計4台の放射能測定器を配備して実施することとしております。時期については、測定機器の納入が2月中旬ごろになりますが、納入後速やかに開始したいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今のご答弁、一括して答弁をいただきました。一括して答弁をもらおうと

いうことは、私、別に一括して質問してしまってもいいなと思っていたものなので、一括して答弁をいただいちゃっても構わないんですけども、何か焦点をずらしたような答弁をいただいちゃったような気がします。

私のこの質問の通告の仕方が悪かったのか、健康管理調査などは、市のアドバイザーに意見を求めて対策本部で決定するんだという部分はわかりますけれども、後半の部分のところの食品測定の実施の時期とかの答弁、私、こんな答弁をいただくような質問を実際にしたのでしょうか。

このタイトルは、私、大きなタイトルですけども、福島原発事故による放射性物質が健康に与える影響に対する対策についてということですので、実際に測定器の導入時期などは、私、聞きたいと思っていたわけでもないし、それ自体もここにいる人も皆さん知っているような内容ですので、ちょっとそういう答弁をいただいたのはショックです。

私は、聞きたかったのは、こういう食品を測定するとか健康調査をするという、その目的を間違えないでね、調査をすることは、きちんとした目的があって調査をすることだし、測定も何のために測定するかと、その目的が大切なんだと。

要するに、福島県なんかもそうなんですけれども、県もそうですし、不安払拭だって。不安払拭ということではなくて、私は、少しでも食品から口に入る内部被曝の量を減らすための目安にするから、食品は測定したほうがいい。ここで長い長時間暮らしているのではどういうリスクがあるか、それをどういうふうに避けたいのかと。

要するに、被曝の低減と健康被害を最小限にするための参考にするためにやるような目的にのささいという意味で聞いたんですけども、なぜそのような答弁をいただいちゃったのかわかりませ

んけれども、ですから、放射能の健康に関する部分の、健康に与える影響に対する対策についての部分の答弁のところだけ再質問していきます。

まず、県で放射能による健康影響に関する有識者会議を設置したのは、栃木県は放射能に関する健康調査を実際するかしないか、それともどうするかというようなことを有識者の意見を聞いて決めたいということで設置したような気がするんですね。目的は不安払拭です。

そうすると、那須塩原市もアドバイザーに意見を求めるときには、その健康調査をするかしないか、どうするかという部分の意見を求めるということに、県と同じようにそのようになるのでしょうか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 健康調査について、放射能対策本部の中にプロジェクトチームがごいます。その中に私ども保健福祉部の職員が入っているわけですけども、せんだって、本部のほうでアドバイザーに委嘱しました先生、医学のほうの先生、鈴木先生ですが、そちらの方のところに伺いまして、那須塩原市で今まで測定した空間線量とかそのような資料に基づいた上で、健康調査というものが今の時点で必要かどうかというようなアドバイスをいただきに参りました。

その結果として、今緊急にしなければいけないというようなご意見はいただいておりません。そのような中で、県のほうの有識者会議のほうでも指摘されておりますけれども、実際の被曝量をできるだけ正確に把握するというようなこと、それから、市民、県民の皆さんの不安というか疑問というものに対して、できるだけ科学的、正確にお答えできる相談体制が必要ではないかというような意見等も出されておったようであります。

そのようなことを踏まえまして、保健福祉部として、部として検討してプロジェクトを本部会議のほうに今後の政策を上げていくような形にはなるかと思いますが、今のところ保健福祉部としては、健康調査を具体的にやるべきというような流れにはなってございません。

ただ、健康を預かる者として、保健師、あるいは保育園における保育士等、直接市民と接して相談に当たる立場にある職員を多く抱えてございますので、その者たちができる限り正確な相談を対応できるような研修を今後できるような体制をとるか、方策を実施していきたいというようなことで、部内のほうで今検討しているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 保健福祉部のほうでは鈴木さんに相談をしたようなのですが、先ほどの答弁では、3人の専門家に意見を聞くというふうにおっしゃっていましたが、実際に健康に関しては保健福祉部が相談に行ったように、近藤さんと山根さんは専門外ですよね、きっとね。だと思うんです。ですから鈴木さんしかいない。だから鈴木さんに相談に行ったんだと思うのですが、鈴木さんだけの意見で、実際に偏りませんか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 当然、放射線の影響については、専門家の方々によってもそれぞれさまざまな意見があるということは十分承知してございます。鈴木先生においては、県のほうの有識者会議のメンバーということもありまして、そちらのほうの検討の動向等もお知らせいただくことができます。また、それ以外にも、いろいろな文献を当たるとか、あとはいろいろな報道の中か

らの情報とか、さまざまな方法で情報をとりながら、その中で鈴木先生のご意見というものを参照させていただくというようなことで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） その県の有識者会議が非公開で、何を考えて何をしゃべっているのか、全然、該当するこの私たちには伝わってこない。それ自体がもうそもそも何か不信があるんですけれども、実際に有識者会議のところで、座長が新聞記者にコメントをしたという部分のところは、新聞報道で知るだけなんです、私たちはね。あと、議事録は要約されて出されるんですけれども、見ても何のことだかちっともわからない程度の要約にしかないので、参考にならないんです。

それで、実際に新聞報道によると、対象となる子どもとか対象となる地域をどこにするかということで、有識者会議の中で、子どもの被曝線量の実施を県に求めているんです。どこかで子どもたちの被曝線量を測定しなさいということを県に言っているんですけれども、実際に県から、この地域の子もたちを対象とするので測定の協力をしていただきたいというような打診がありましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 現在のところ、保健福祉部のほうにはそのような打診は届いてございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まさか、また農産物の調査のときのように、牧草を大田原ははかって、

基準値以内だから安全だと言って、その後、ほかの地域で出ちゃったので、那須と那須塩原をやったというようなので、農産物の調査などで、県北、県南、県央の3カ所をやって、それで県北は大田原だなんていうようなことを考えて県はいないですよね。まさかね。

サンプル調査をするのでも、やっぱりどういう地域のサンプル調査をしなきゃならないって、単純に農産物のように県北、県南、県央の3カ所になんか分けられたら、比較するためにやるというんだったらわかるんですけども、実際に長期にわたる健康調査が必要なかどうか、データを見てから決めるといふふうに座長はおっしゃっていますので、今ごろ調査をすると、線量の高い地域も過ぎちゃっていますよね、原発の当初のところのそこをはかっているんですから、積算していないんですから。今やると、線量が低くて影響はないという、そういう結論を出しかねない、何かすごく疑問が余計増してきたような状態です。

鈴木座長というのは、少なくとも栃木県民においては、福島県民よりは被曝レベルは少ない、ですから、血液検査などの臨床的な健康調査は必要ないというふうにもう既に言っていますので、有識者会議の結論、健康調査の必要はないという、各県、そういう有識者会議と言われるところが出している人たちがすると、そういうことをおっしゃっているんですよね。

そういう有識者会議の、先ほどのところでは、それを参考にして、そこでの論議をして、那須塩原にその判断がかけられて、それでというのって危なくないでしょうか。鈴木さん1人にとりより、県の有識者会議に那須塩原の子どもたちの将来の健康をゆだねちゃって安全でしょうか。その辺、不安はありませんか。

こんなことを聞いたらだれが答えてくれるのか

わからないですけども、もしそういう不安があるというふうに市民とか、私もですけども、思ったときには、それに対してどのようにそれを補足する考えがあるか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 確かに明快に答えができないことを前提にお話をさせていただきたいと思いますが、我々の市でも、積算線量計を学校全部、全生徒とかそういうことではありませんが、サンプル調査ということで導入することと皆様にご了解をいただいております。

そういうデータの蓄積だけは少なくともしっかりやっておいて、あと、専門家のご意見を聞く機会なり、そういうデータをもとにして、那須塩原市の子どもの場合を想定して次の判断にいくということができるよう、どこかではかったやつを単純に当てはめるんじゃなくて、そういうことはしていきたいというふうに思って、了解はいただいているというふうに理解しておりますし、教育委員会等でもそのような中で進めているというふうに思っております。

我々も、子どもの健康管理につきましては、最大に配慮して進めてきたわけでありまして、市長も、国の方針だけじゃなくて、独自の市の方針として除染活動等もやってきたものも、そういう事実の一環であります。

今後とも、放射能対策については最大限の力を入れてやっていくというのが故栗川市長の考えでありましたので、それにつきましては、当然、その考えで新年度予算の編成等も進めておりますし、やってまいりたいと思っておりますし、また、議会のほうの検討をいただいている機関がありますから、ここのご意見も十分に参考にしながら、いろんな総合的な考えをもとに進めてまいりたいと思

いますので、いろいろなご提案をいただければ大変助かるかと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 宮城県でも実際には県の判断でやるということにしたし、茨城県も、厚生労働大臣が来て実施を検討すると言っていたし、隣的那須町でも、子どもとか母親の健康被害に対する不安が高まっているので、町独自の対策を決定しているようですし、将来後悔しないためにやるんだというふうに聞いております。

ですから、うちの市長もきっとそのような考えを持たれるのではないかなというふうに私も思っていましたけれども、そこを確認しようにも確認はできませんでしたので、これ以上質問を続けることはしませんけれども、栃木県も、実際に有識者会議で出た結論がどんな結論になってきたとしても、やっぱり近隣の県とか県内の状況、あと県民の思いをしたら、ちょうど校庭の表土除去のときもそうでしたけれども、知事が安全だなんて宣言をしちゃったけれども、やっぱりやることになってきたということになるんだと思って、県にまたおざなりな調査を実施されないようにという、そういう意図もあって今回この質問を入れたわけですけれども、1つだけ、市長に聞けなかったので、ここでちょっと一言、というより、結構長くなるんですけれども、水俣で起きたことを福島に置きかえて想像していただきたくて、幾つか言葉を述べさせていただきます。

まず最初に、科学者たちは原因をあいまいにした。水俣はチッソによる有機水銀が原因であると地元の熊本大学の医学部の医師が原因を特定したにもかかわらず、東大とか東工大とか九州大学の御用学者の方たちが原因をあいまいにして被害を拡大させました。そして国は、チッソを守りまし

た。当時の通産省は排水を黙認して、厚生省は漁獲を禁止しなく、経済企画庁は原因をあいまいにしてきました。そしてさらに、医者が患者を切り捨てました。急増する申請患者に対して医者が、水俣病の否定に深く関与しました。黒岩九州大学教授を座長とする水俣病認定業務推進検討委員会の集団検診を実施して、そこで患者がたくさん出るとチッソが困るとして、患者を切り捨てています。そしてその被害者は、患者として認めてということだけで申請しましたけれども、長い間待たされて、認定されなくて、いまだに裁判を起している、そういう患者さんがいます。

それを思ったときに私は、広島、長崎の原爆による被爆者もそうだなというふうに思いました。それなのに、無神経に、広島、長崎で被爆しても長生きしている人もいると言う医者や学者がいます。低線量被爆は大丈夫だと錯覚させるためでしょう。広島、長崎で低線量で被爆した人は、後から、晩発性障害でがんやさまざまな障害が、ある一定の比率であらわれています。だから確率的影響と言うのだと思います。

広島、長崎で急性障害で亡くなった方もたくさんいますし、晩発性障害で被爆者と認定するよう、今でも裁判を起している人がいます。原爆病への差別から、被爆者であることを言えずに亡くなっている人もいます。ですから、確率的影響ですので、長生きする人もいるでしょうけれども、被爆者であることを言えなくて亡くなった人もいます。そして、いまだに苦しんでいる人もいます。それを長生きした人もいるから影響がないかのように使う人を私は信じられません。

今でも長生きしても、被爆によって本当に苦しめられています。そういう患者さんがいます。医者が患者を切り捨てることがないように願いたいというふうに思っています。

そして水俣に戻ると、水俣は、本当に地域の人
は、早い広い救済を求めました。しかし、認定ま
で長く待たされて、その認定される地域はすごく
限られた地域となって、水俣の対岸まで、隣の県
まで被害者が出たのに、救済はとても限られてし
まいました。

福島県に置きかえて考えていただきたいという
ふうに思います。放射能の汚染は、限られた地域
だけではありません。放射能は県を越えます。だ
め押しは、行政は被害者を切り捨てた。この行政
というのは、国と熊本県でした。

熊本大学の先生は水俣病を特定し、水俣市は、
何とか住民、企業も守らなきゃならない、市民も
守らなきゃならないということで苦しみました。
今もやり直しが行われています。

市は、市民を見捨てることはできません。後で
しておけばよかったと後悔することがないように、
この放射能の対策もっていただきたいというふ
うに思います。福島原発の被曝者を切り捨てるこ
とがないように願って、この項は終わりにいたし
ます。

最後の3番目の質問、高齢者福祉施策、介護保
険事業の課題についてお聞きいたします。

国民健康保険中央会の「介護費等の動向2010年
度分」を見ますと、在宅サービスの利用者が7割
を超えて、介護費用では5割となっています。1
人当たりの平均介護費、月額では在宅サービスが
10万8,000円、地域密着型サービスが22万2,000円、
施設サービスが33万円と、施設が在宅の3倍ほど
かかっています。2006年から始まった介護予防事
業は、1人当たり40万を超えているというふうに
言われています。

介護の社会化を進めて始まった介護保険制度で
すが、家族の介護を理由に離職、転職する人はふ
え続け、家族による高齢者虐待もふえ続けていま

す。そんな中、来年4月には改正介護保険法が施
行となり、市町村では第5期介護保険事業計画が
スタートします。

那須塩原市の介護費等の動向と現在の高齢者
福祉の課題をどのようにとらえているかお聞かせ
ください。

地域包括ケアシステムの導入に対する市の考
え方を伺います。

また、最後になりますけれども、介護予防・
日常生活支援総合事業の創設に対する市の考えも
伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） それでは、3の高
齢者福祉施策、介護保険事業の課題についてのご
質問に順次お答えします。

初めに、那須塩原市の介護費等の動向と現
在の高齢者福祉の課題についてお答えします。

保険給付費のほか、利用者負担額等を含めた介
護費について、本市の平成22年度の状況を見ます
と、介護予防を含む居宅サービス利用者の割合は
約73%、費用額は約52%となっています。1人当
たりの平均費用月額、居宅サービス費は約15万
円、地域密着型サービスが29万円、施設サービ
スが40万円で、施設が在宅の約2.7倍となってお
ります。また、介護予防事業費は、二次予防事業
参加者1人当たり年約38万円となっております。

本市の高齢者福祉の課題は、高齢者の社会参加
活動の推進、高齢者の居場所づくり、健康づくり、
介護予防事業の充実、施設、事業所の整備及び地
域包括ケアの実現であると考えております。

次に、地域包括ケアシステムの導入に対す
る市の考えについてお答えします。

高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、
高齢者が住みなれた地域で自立した生活を続けら

れるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的、継続的に提供する地域包括ケアが重要であると考えております。

第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化のほか、地域包括ケアの基盤づくりや行政と地域の関係機関・団体のネットワークの整備を推進する必要があると考えております。

次に、の介護予防・日常生活支援総合事業の創設に対する市の考えについてお答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、ことし6月の介護保険法の一部改正で創設され、要支援者、二次予防事業対象者に対して、地域の社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供する事業ですが、導入については市町村が判断することになっております。

本市においては、従前から一般財源で配食サービス等の生活支援サービスに取り組んでおりますので、今後、これらの事業との整合性を含め、導入についての研究を進めたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まず、のところ、課題をどのようにとらえているかというところで羅列をされたんですけども、その羅列ではなくて、実際にどの程度の人がどういう状況でどういうふうにもうちょっと詳しく、その先ほど羅列されたと思うんですけども、社会活動の推進から始まって、最後は地域包括ケアの実現ということで答えていましたけれども、その辺、もうちょっと詳しく、それぞれにどういう課題があるのかという、これが課題なんじゃなくて、どういう課題があるかというのを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） ただいま羅列したということで、一つ一つについて詳しくということでございますけれども、高齢者の社会参加活動の推進という1つ、当然、今、もう既に高齢社会に突入しておりますし、年金の受給年齢も上がるような検討もされている、また、定年の延長などのようなことも今取りざたされているところでございますけれども、高齢になったからといって、社会活動からリタイアするのではなくて、その社会の中で担える部分を担っていくということが、ひいては生きがいにつながるのではないかと。

今現在、そのような活動はどのようなものがあるかということで、ちょっと数字的には詳しく持っていないんですけども、例えば働くことであれば、シルバー人材センターの活動があります。それから、仲間づくりやボランティア活動、そんな社会貢献活動なども含めて幅広く活動するということでは、老人クラブというのもあります。それから、ちょっとだけ力が少なくなってきたのかなという方々に対しては、地域の皆さんがサポート体制をつくる中で、生きがいサロンなどというような制度も設けてやっております。

そのような中で、いろいろな形で高齢者の方が社会活動に参加していただけるような仕組みづくりというものが、これからますます、特にせんだってから話題になっております市民協働というような考え方のもとで推進していかなければいけない。これについては、当然、行政だけがやるものではなくて、市民ぐるみ、すべての、若い人も含めてみんなで取り組んでいかなければならない課題だというふうに考えております。

それから、高齢者の居場所づくり、これについては、先ほどの社会活動の中で生きがいサロンと

か申し上げましたけれども、そこら辺も含めて社会参加の一つとして居場所づくりということもあると思っております。

それから、健康づくり、介護予防事業ということですが、いつでも元気で高齢になっていただきたい。高齢になったからといって、必ずすぐに介護が必要だということではなく、できる限り自立した生活ができるように支えていかなきゃいけない。その中では、当然、保健部門での取り組みもありますし、介護の部門で予防事業というものもあります。そこら辺のところをうまく連携を図った中で、一人の市民が健やかに年を重ねていけるような、制度ごとにばらばらではなく、横断的な取り組みというのが求められるんじゃないかというふうに考えております。

施設、事業所の整備ということなんですが、そういう取り組みをしていく中でも、やはりどうしてもひとりでは生活できない、もしくは家族の介護だけではやっていけないという状況も当然あります。そういう状況にはすぐに対応できるような施設とか、そういったような事業所というのが、整備が必要になってくると思います。

在宅でいても、家族だけの介護では、家族が職を離れるとか健康を害するとか、そういうような犠牲の上で介護が行われるのではなく、そこら辺のところを支援しましょうという介護保険制度の最初の理念ですね、それが十分に実現できるような事業所の整備。それから、どうしてもそれも難しくなった場合には、施設においてケアできるような事業所、それもいつまでも待っていなければいけないというようなことではなく、できる限り速やかにそういうサービスが受けられるための施設の整備ということも課題の一つであるというふうに思っております。

それから、地域包括ケアということなんですが、

次のほうでも申し述べましたように、医療、介護、予防、住まい、生活支援と、すべてを包括して一人の人をケアするというシステムですが、これについては、確かに言うのは簡単ですが、なかなか実現は道遠いというか、険しいということは十分認識しているわけです。

特に、きのうの新聞ですね、厚生労働省の発表の中で、地域包括ケアを推進していく上で、介護の報酬と医療のほうの診療報酬と、そこら辺のところを整備されないと、なかなかこの地域包括ケアが進まないだろうと、そこら辺の診療報酬についての見直しなんていうのも出てきているようですが、その辺が実現されることは一番待たれている、私どもとしては待っているところではありますけれども、そのような難問はあります。

実際に現場の担当の方が、そういったような包括的なケアを推進するに当たっていろいろな活動をする上で、それぞれの報酬できちんと見てもらえないと、その方は、現場の方たちの熱意であるとか、ボランティア精神であるとか、そういうことに負って実現を何とかしていくというようなことでは、やはり長続きしないと思いますので、国のほうの制度の整備というのも持ちながら、市としてどのような対応ができるかということは、今後の課題として、実現に向けて、難しいことはわかりながらも取り組まなきゃいけないというふうに認識しているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き会議を開きません。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 那須塩原の高齢者福祉の特に介護保険に関する部分のところの課題を上げてもらったんですけども、やっぱりここで聞くには時間も無いし、そちらのほうで説明していただくのにも、急に言われても課題をすべてきちっと上げることは困難だと思いますので、後日でもいいですので、那須塩原の介護保険にはどういう課題があるかと。どういうことをやっているかを聞いているのではなくて、どういう課題があるか、どういう困難があるか、そこをどういうふうに分しているかを聞きたいので、それを後で、文書でもいいですのでまとめておいてください。そして後で見させていただくことにいたします。

そして、最後のところの課題に上げた地域包括ケアの実現、これは本当に大きな課題になると思うんです。先ほどその認識はありになっていたので、その分はちょっと安心しているんですけども、地域包括ケアシステムの導入、本当に重要だけれども困難と。なぜかという、医療と介護の連携、今、どの程度できていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 医療については、訪問診療とか訪問看護とかというふうなのがあるかと思うんですが、今、ちょっと具体的に数字は持ってございませんけれども、非常に活発に行われているという状況ではないということは言えるかというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そこにどんな課題があるかをちゃんと分析しておいていただきたいとい

うことです。ケアプランを立てるのに、担当者会議を開いても医師が出てこないとか、訪問看護のステーションが少ないので、なかなか訪問看護が組めない。それなのに24時間介護と医療のサービスを包括的にやれなんて国は勝手に言っていますので、そういうような部分のところの課題を上げておいてくださいということです、ぜひ上げておいてください。

そして、この地域包括ケアを中心的に担うのが、先ほども地域包括支援センターだというふうに使われているんだと思うんですけども、実際、こんな地域包括ケアという制度の困難なことをみんな地域包括支援センターに押しつけるということが、私、そもそも、民間にこれだけのことを押しつける制度というのが不思議でならないんですけども、実際、今、地域包括支援センターが現在担っていること、今やっていること、どのように行政はつかまえているのか、列挙していただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 地域包括センターでやっているものということなんですけれども、1つには、要支援者のサービスのケアプランの作成、今、それが非常に大きなウエートを占めてきて、それに忙殺されているような状況だというような話は伺っております。

それと、本来的に地域包括というような中である仕事といたしまして、地域におけるひとり暮らしとか要支援者の方に対する訪問とか、そういったような、その中で地域の人たちの見守りとか手助けとかのコーディネートというようなお仕事もあります。

それからあと、権利擁護の関係ですね。今、虐待とか、あるいはひとり暮らしで認知が来て、金

銭とか契約とかの管理ができないと、そういったような方の権利擁護に関するコーディネートというか、支援というようなこともやっています。

それとあと、介護予防というようなことが大きな仕事の一つになってございますので、介護予防に関する教室の開催とか、そういったような具体的な事業もありますし、それからあとは、地域の方、高齢者本人もしくは家族の方の相談の総合窓口としての機能を果たしているというふうなこともございます。

今現在、そのようなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今おっしゃっていたものは本当に中心的なもので、そのほかに、困難事例を抱えているケアマネの相談もやっていますし、認知症の対応サポーター養成講座の講師なんかもやっていますし、地域密着型サービス、グループホームやなんかの出席もしていますし、公民館まつりなんかに参加しながら、地域の人たちとの連携を図るためにも行っていますし、生きがいサロンで講話の依頼があれば、健康の話をしに行くとか、あと、予防介護の人のための住宅改修のためにも動いていますし、もう、そもそも代行サービスをいっぱいやっています。

そういうような、上げたら切りがないほど、私がまとめたのは紙2枚になっていますので、そのぐらいのことをやっているんですけども、その地域包括支援センターの強化という、何か機能強化という言葉がさっき出ていたと思うんですけども、どういうことを考えていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 機能強化という場合に、当然、人的配置を充実させるということが

実際は一番効果的なんであろうというふうに考えております。しかしながら、現行の介護保険制度の中で、総費用額の何%というような、地域包括にかけられる費用が、枠が決められているというふうな、その中でどういうふうに工夫していけばその人的配置を最も有効に活用できるかというようなのが、今のところ一番頭の痛い難題というふうになっておりまして、現在、第5期の高齢者福祉、介護保険の計画を策定中でございます。その中のうち、委員さんの中に、当然、包括の方とかもいらっしゃいまして、その方々の現状とかのお話をいただく中で、各委員さん方、真剣に協議していただきまして、やっているところなんですけれども、その中に何とかできる限り具体的な策を盛り込めたらいいなということで、現在、鋭意策定中でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） これ、本当にこんなことを社会保障審議会の介護保険部会で決めてくれて、それで強化はしなさいと言うんですけども、地域包括支援センターに期待する役割というのが、勝手に国が役割を期待しているんですけども、そこで、包括支援事業の実施に係る方針を市町村でつくりなさいというふうに言われているんですけども、その方針で、できていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 今策定中の計画の中には、その地域包括センターの強化ということ盛り込みたいということで今検討を重ねているところでございます。それ以外に、成文として方針というものは今のところ定めてございません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） あと地域関係機関との

ネットワークづくりも地域包括がやりなさいと言っているんですけども、そこまで地域包括に徹底してやりなさいと言うんですけども、そこまで地域包括に求めるものなんですかね。

人とお金がなかったらできないというふうと思うのに、財政的支援、介護保険の中だけでやるのには、これやろうとしたらほとんど不可能なことを要求しているんですけども、実際に地域包括へ委託したときに、こんなことまでやらせるよというのの了解ってとっているんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 委託したときに、こんなものもというようなお話なんですけど、委託して実際にお仕事を遂行していただいている間に、制度的にいろいろなものが追加されてきているというような形かというふうには思っております。

地域のネットワークづくりも地域包括の役割だというような、国のほうでは言ってきているわけですけども、一方で、見守りのネットワークづくりというような、介護保険とは別なところで高齢者の施策として今取り組まなきゃならない課題として上がってきているわけですけども、そこら辺でもやはり地域のいろいろな資源のネットワークということが考えられます。

あと、高齢者だけじゃなく、市民生活をやっていく上で、当然、子育てもそうですし、先日来、出てきている防犯とか防災とかというの、やはり地域のネットワークということで、地域に暮らしている人はそれぞれ1人ずつなんです。その上にあらゆるネットワークがこう覆いかぶさってきて、どうなのかなというのがありますので、今後は、そこら辺は、保健福祉部として市の全体的な政策の中に提案していきたいというふうには考えているんですけども、その辺、横断的にもう少

し市民の皆さんのお力を発揮できるような政策づくりがどんなものか、先日もありました、その市民協働に関して室が設けられますので、その辺の動きとも協調しながらやっていきたいと。

そのような中で、地域のネットワークというものがあらかじめ用意されているということになれば、その分、地域包括としての負担の軽減も図られるのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私のほうのところにかかってくるような、先ほど見守りを地域でできないかとかということで、実際にこの介護予防・日常生活支援総合事業という部分のところは、介護予防とか配食とか見守りが地域の中でできないか、介護保険から切り離せないかというようなことが今回出てきているわけですけども、実際に、この今も地域の皆さんとかが、だれがいるの、地域にという部分なんですけれども、市民との協働をする相手の市民でだれなのということになると、どんな社会資源があるのといったときは、国はどんな社会資源を当てにしているというふうに、市は、どんな社会資源を具体的に当てにしているのか思い当たりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 具体的にどんなということなんですけれども、その例えば一つの地域をとった中で、今、その地域における市民協働の働きも、練習と言っただけじゃないんだと思っておりますけれども、車座談義というのがそれぞれの地域で動いています。車座談議の中で地域の課題を見出していこうという中で、一つ取り組みの方針というか方向として、地域の中の資源の洗い出しというようなのもみんなでやっていけたらいいなと

いうふうには思っています。

その中で、個人としているんな活動をされている方がいます。それから、いろんな団体もあります。例えばその一つの地域の中に、老人クラブがありますよ、あるいは子どもの見守りをやっているグループがありますよと、そういうような、本当にもう市民の中から出てきた一つのグループもあります。個人もあります。それから、事業所もあると思います。それから、当然、介護とか医療とかに関する事業所もあると思います。ほかに普通の一般の企業もあると思います。そういうようなものすべてだというふうにとらえたいというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今言われたものが実際にこの日常生活支援総合事業の担い手になってくれるなら、それに越したことはない。介護保険が始まる時に、自助、共助、要するに家庭の中の介護力が弱った、地域の中の見守り力、助け合いが弱った、だから制度としてつくろうと。そうじゃないと、きちんとしたものが、きちんと高齢者を支えることができないよと言って介護保険をしたのに、介護保険を途中で投げ出しそうですよね。

日常生活支援事業の創設というのは、実際に市町村が判断して導入を決めるということになっていますけれども、従来の介護度の低い人に提供されていた介護保険上の一部のサービスを市町村が独自にやるということなんですけれども、それって、低い人、軽度の人の切り捨てにならないんでしょうかね。

これがやれなかった場合、今までどおり介護保険でやるということになるんですか。それとも、だれも提供しなくなっちゃうということなんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 日常生活支援のためのサービスということで、今現在、先ほども申し上げましたように、一般会計でいろいろと実施しております。配食サービスであるとか、あと安否確認であるとか、入浴サービス、それから紙おむつの支給、それとあと外出支援のためのタクシー券の配布、いろいろあるわけですけれども、そのようなものを介護保険の中でやるというようなイメージかと思えます。

そうしますと、当然、介護の給付の一部ということになって、介護保険料ということも考えなきゃいけませんし、その中でもさらに、介護予防に要する介護保険すべての総額の中での枠というのが決められておまして、今現在、介護予防と包括ケアで3%、そのうち介護予防が2%を超えてはいけないとかいうのがあります。それについてもまだ確定してはいないようなので、その枠がどのくらい広がるかというのも今のところわかりません。

ですから、介護予防の中でこの支援事業をどのくらい充実させられるかというのも、ちょっと今のところは見えない状態です。今までは一般財源を充当していたわけなので、それを介護の保険料も含めた財源でやるのがいいのか、どっちがいいのか、それは市民の皆さんの、それから被保険者の皆さんのご意見というのも大事ですし、また市全体として財政の考え方もありますし、今の時点で私どもとして、やるやらないという判断はちょっとできかねる状態でございます。

したがって、今後、国のほうでどんなふうな制度として確たるものを出してくるのか、それも見守りながら、市として日常生活の支援を必要な方々に一番いいサービスの提供の方法というも

のを模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 結構これもやっかいですよね、日常生活支援総合事業って。介護保険の中の財源でやるかというふうになると、保険料を上げることになるし、限度はあるから必要以上にやっちゃいけないしということになっていったときに、要支援者とか二次予防者に対する今までやっていたことが切り捨てられるんじゃないかということが私は一番心配なんです。

それと、今までも一般財源でなぜやっていたかという、介護保険料を上げないために一般財源を投入してそういうものやっていたということです。それで今回、介護保険料の5,000円の壁とよく言われますけれども、それ以上は上げたくないという、いろんな意味であるから、青天井で介護保険料を上げていけるものでもなさそうだということがありますので、実際、そういうことも踏まえて、今、地域包括ケアシステムもそうですし、日常生活支援総合事業も相当の問題を抱えている。具体的にそれで影響が出る人がたくさん出てしまうということが明らかになったと思いますので、この地域包括ケアシステムの導入に関しては、今後、地域包括との話し合い、要するに介護保険事業計画の策定委員会の中だけで話すのではなくて、そこの中でもきちんと話し合っほしいし、この日常生活支援総合事業の創設、影響があるということがどういう影響があるのかというのをいろいろなパターンできちっと把握していて、切り捨てられる人がいないような制度にして、そして第5次計画を策定していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

眞壁俊郎君

議長（君島一郎君） 次に、11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 皆さん、こんにちは。議席11番、眞壁俊郎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

1、議会改革について。

地方分権改革は、身近な自治体を政策主体ととらえ、地域で考え、地域で行う地域主権国家へと生まれ変わろうとする改革であり、地方議会の真のあり方が問われております。

二元代表制のもと、議会と市長はそれぞれ負託にこたえなければならない。真の地方自治実現に向け、執行機関と緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場で政策決定、事務の執行の監視、評価をし、政策立案及び政策提言を行うため、議会活性化検討特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいることから、お伺いするものであります。

本議会においての一問一答方式や反問権の導入、議長・副議長の立候補制など議会改革に取り組んでいるが、執行機関としてはどのようにとらえているか。

議会基本条例の策定に向けて取り組んでおり、議会の基本理念、活動原則を定め、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にし、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点や課題を広く市民に明らかにすることを目的として条例の制定を考えているが、執行機関としてはどのようにとらえるか。

議会の討議内容・議決事項の説明や市政の課題について市民との意見交換会を考えているが、

市の市政懇談会の実績等を踏まえ、執行機関としてはどのようにとらえているか。

地方自治法第96条第2項の議決事件の拡大を考えているが、執行機関としてはどのようにとらえるか。

議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を考えているが、執行機関としてはどのようにとらえるか。

以上、質問いたします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君の質問に対し、答弁を求めます。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 議会改革についてのご質問であります。二元代表制のもと、市議会が議事機関としてみずからの改革に取り組んでいることに対し、執行側としての考えを述べることにについては適切ではないと考えますことから、あくまでも一般論としてお答えをさせていただきます。

地方分権の進展や住民意識の多様化等、地方自治を取り巻く環境が大きく変革していく中、二元代表制の一翼を担う議会が、住民の意向をとらえ、議事機関としての役割や機能を十分に発揮するため、みずから進んで議会改革に取り組んでいることにつきましては、大いに敬意を表するものであります。

今後とも、執行機関と議決機関である議会が均衡と抑制のとれた関係を保ちながら、住民の福祉の増進を図るという共通の行政目的達成に向けてそれぞれの役割を果たすことができるよう、執行機関としても最大限の努力をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 答弁ありがとうございます。

した。

確かに議会改革というこの質問につきましては、議会に対する答えということで、非常に難しい答弁だったのかなと、このように思っております。

本来であれば、栗川市長が議会出身ということで、議会改革の思いを、持論を交えながら答弁がいただけるのかなと思っておりましたが、これについては非常に残念でございます。

議会改革につきましては、取り組みを議会で今しているわけですが、議会改革と特に議会の基本条例、これを策定しようということで今取り組んでおります。議会において、改選後であります。議会活性化検討委員会を立ち上げまして、吉成委員長を中心に、本格的に今、議会改革に取り組んでいるということでございます。

なぜこの議会改革に取り組んでいるということですが、2000年に行われました第1次分権改革により、皆様もご存知かと思いますが、中央集権体制を象徴する機関委任事務制度が全廃されたということでもあります。これにより、自治体が行う事務はすべてが自治事務となりました。自治体の事務は、自治事務が約8割、また法定受託事務が2割ということに分かれております。これにほぼ全面的に、議会の審議権、また議決権、調査権、監視権などが及ぶようになったということでございます。

それまでの機関委任事務制度のもとでは、議会はその機関委任事務につきましては、審議権も条例権も予算の修正権も持たないという状況でございました。議会は、執行機関の執行活動をチェックする機関でしかなかったと、こういうことでございます。

しかし、この分権改革により、自治体の自治事務、法定受託事務のすべてについて審議権、また条例制定権も認められ、すべてが予算審議の対象

になったということでございます。議会にはそれだけの権限が与えられたということでございます。また逆に、議決機関として住民に責任を持たなければならぬ、こういうことかと思っております。

しかし、議会を見る目は大変厳しいものがありまして、議会は何をしているかわからない、住民の意見を聞かない、議会の議員数が多過ぎる、報酬が高い、条例提案がない、議会は要らないなど多くの批判を受けていることも事実でございます。

名古屋市におきましては、議会が自己改革を持ち得ないなら外圧で変えるしかないと、河村たかし市長が住民投票の末、強引に市議会を解散に追いやったことは、大きな話題となりました。議会みずからが改革を進めなければならない、そういうことを示唆したのではないのでしょうか。

そこで、私たち那須塩原市議会としては、みずからを律し、市民参加を拡大し、あるべき市政を実現するために議会改革に取り組み、議会の最高規範としての議会基本条例、その制定に向けて、今、取り組みを議会全体で行っているところでございます。

私の議会改革の考えを少し述べさせていただきます。

答弁はいただかなかったんですが、にありません。議会報告会でございますが、議会と市民との意見交換会や議会報告会の趣旨というものは、議会の議決事項や議会での議論がどのようになされたか、これを議会として市民に対して説明責任を果たす役割、これが1つであります。2つ目が、市政全般の課題について、市民と意見交換をすることにより、議会として政策研究や政策立案に役立てまして、最終的に政策提案につなげる、このことが2つ目でございます。これがまさに私は最大の目標だと考えております。

先日でございますが、会津若松市と近江八幡市に

おいて、意見交換会、そして議会報告会を視察してまいりました。議会報告の報告内容や、報告に対しての市民との意見のやりとりなどの課題を見ることができました。また、参加者が少ないことや、参加者が自治会長、こういうことが中心になっていまして、特定の人がいつも参加している状況であり、老若男女の多くの市民の意見を聞くということからは大きな課題かなと感じたところでございます。

市の市政懇談会も同じような課題を抱えているのかなと思ったところでございます。市政が行う懇談会と議会が言う意見交換会は、趣旨的なものは多少違いますが、説明責任や市民の意見を聞き、それを政策につなげることは同じであると思っております。執行部の目と議会の目は当然違うことでありますので、その違った目で市民の意見を聞き、互いにより政策につなげること、これが大変重要なことだと考えております。

4の自治法第96条の第2項の議決権の拡大についてでございますが、今策定している議会基本条例の、これは条文に書かれております。議会の基本条例が議会において可決されれば、議決事項になるのかなと思っております。

この条例につきましては、3月議会に条例提案、そして可決を今目途としております。現在、今作成中の後期基本計画、また第2次男女共同参画行動計画などが対象になるのかなと思っております。今後、議会基本条例の条文などのすり合わせや議決事項の対応につきまして、議会と執行部の協議が出てくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

また、議決事件の拡大につきまして、議会は基本計画などの計画に対して責任を持つということであり、二元代表制のもとで市長と議会がそれぞれ市民の負託にこたえるということでございます。

ぜひご理解をいただきたいと思います。

最後の事務局の調査機能や法務機能の充実強化、組織体制の整備、こういうものにつきましては、執行機関にお願いするものではございませんので、今後、議会としてもしっかり論議をしていかなければならないことだと思っております。

車の両輪に例えられています議会と執行機関は、お互いが切磋琢磨して、別の立場から市民の負託にこたえることだと思っております。議会改革は、市民に対して議会が組織として執行機関とは別に市民に対して責任を持つことだと考えております。このような議会になることを希望しまして、この議会改革についての項目については終わりにいたします。

続きまして、2の総合計画後期基本計画について。

第1次総合計画基本構想のもと、市の将来像である「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」実現に向け、前期基本計画の計画策定から5年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行、社会経済情勢の変化、分権への対応など新たな課題が生じており、市民と協働のまちづくりなど、新たな視点で取り組みが求められております。さらに、魅力あるまちづくりを積極的に推進するため、後期基本計画（素案）が示されたことからお伺いするものでございます。

前期基本計画の施策の内容や成果指標など検証がされたと思うが、評価はどうであったか。また、後期基本計画にどのように反映されたか。

第2章第1節、那須塩原市を取り巻く状況と課題が5項目示されているが、課題解消に向けた取り組みについてお伺いいたします。

第2節で土地利用について、基本理念、基本方向、計画的な土地利用の推進等が示されているが、どのような取り組みがなされているかお伺い

いたします。

市民アンケート調査から、特に優先的に改善を要すべき今後の重点改善項目と考えられているが、後期基本計画にどのように反映されたか。

市民との協働による地域づくりの中で、協働のまちづくりで具体的な施策5項目が示されているが、具体的な進め方はどのようになるかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 2の総合計画後期基本計画についてお答えいたします。

まず、前期基本計画の施策の内容や成果指標などを検証されたと思うが評価はどうであったか、また、後期基本計画にどのように反映されたかについてお答えいたします。

前期基本計画の具体的な施策211施策、主要事業116事業につきましては、昨年度、成果指標、事業費ベース等により、計画期間5年のうち3カ年が終了した時点での評価及び前期基本計画の終了時の5カ年の達成見込みについての評価を実施いたしました。

その内容については、平成23年、本年の3月の議会全員協議会に前期基本計画達成状況報告書としてお示ししたとおりでございます。

この結果、後期基本計画では、基本施策を実現するため、課題解決に向けた目指すべき方向をともに、具体的な施策、主要事業を体系的に整理し、成果指標については、基本施策、主要事業をともに目標値として設定いたしました。

次に、第2章第1節、那須塩原市を取り巻く状況と課題が5項目示されているが、課題解消に向けた取り組みについてですが、平成27年以降に予想される人口の減少や少子・高齢化の一層の進行に伴う課題の解消に向け、子どもを安心して産

み、育児ができるような子育て世代の支援や、健康の維持増進に対する施策に取り組んでまいります。

また、地域経済の空洞化が懸念されるところでありますが、農観商工の連携による事業の展開により経済の活性化を図るとともに、企業の立地を推進することで雇用の創出を図る施策に取り組んでまいります。

次に、第2節、土地利用について、基本理念、基本方向、計画的な土地利用の推進等が示されているが、どのような取り組みがされているかについてお答えします。

後期基本計画でお示した土地利用の基本的な考え方については、前期基本計画と変更はございません。具体的な取り組みにつきましては、都市計画マスタープラン、景観計画、あるいは農業振興地域整備計画、森林整備計画、開発指導要綱等の個別計画や指導に基づき、市街地、農地、森林等の利用区分ごとに土地利用の規制、誘導を図っているところであり、これらの計画等は、法改正等に応じ、適宜見直しを行っております。

市民アンケート調査から、特に優先的に改善すべき今後の重点改善項目と考えられているが、後期基本計画にどのように反映されたかについてお答えいたします。

アンケートの結果、後期期間において優先的に取り組むべき施策として、雇用・就労環境の充実が最も上位になったところであります。後期基本計画では、企業誘致に対する助成制度等を創設し、企業立地や雇用の促進を図る施策に積極的に取り組んでまいります。

最後に、の市民との協働による地域づくりの中で、協働のまちづくりで具体的な施策5項目の進め方についてお答えいたします。

まず、市民がみずから実践する協働のまちづく

りの推進と、協働のまちづくり推進体制の整備の2項目についてですが、昨日の山本はるひ議員の市政一般質問でお答えしたとおり、市民提案型協働のまちづくり支援事業や協働のまちづくり推進協議会の設置等により、協働のまちづくりの実践支援及び普及啓発を進めてまいります。

また、3項目めの具体的施策である市事業への協働の導入推進につきましては、庁内関係各課の横断的連携や職員個々の共通理解を図ることが重要となることから、市事業に協働を導入する際の統一的な手法等をまとめた手引書の作成や、協働事業を計画的、総合的に推進するための具体的な行動計画を策定し、改めて実効性の高い協働の導入推進に努めてまいります。

続きまして、4項目めの情報の発信、収集と共有化についてですが、情報なくして参画なしとの考えから、市情報の効果的な発信やまちづくりにかかわる市民団体等の情報を、市のホームページを活用して登録するなど、相互に共有し活用することができるよう、情報の発信、収集、共有が容易な環境整備を進めてまいります。

続きまして、5項目めの市のイメージアップの推進についてですが、合併10周年事業にあわせ、市のイメージアップとなる事業の実施を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き会議を開きま

す。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 再質問に入る前に、先ほど議会改革の中で私が述べたことに対してちょっと訂正をお願いしたいと思います。

条例の制定可決時期を3月議会目途ということをお話ししましたが、これについて削除をお願いしたいと思います。

それでは、総合計画の後期基本計画につきまして再質問いたします。

まず、の成果の検証、評価ということでございますが、これにつきましては、報告書により報告しているということで、これは了解したいと思います。

後期計画にどのように反映されたかということで、1点だけちょっとご質問したいと思います。

今回、後期計画の中で、目標指標に市民満足度、これを新しく入れたかなと思いますが、これについてはどのような考えから入れたのか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 具体的な主要事業を述べてございます。その中で、実際に指標として数字として出ない部分等がございます。そういう部分については、市民アンケート等によって満足度として評価していくという考え方のもとに出しております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 当然、そうすると、この終わった段階にもう一度アンケートをすることかと思えます。

この市民満足度というのは、非常に私はいいい視点だなと思ったところがございます。まさに満足

というのは、サービスがよければ高くなる、そして悪ければ低くなる、こういうものかと思っております。

基本計画の具体的な施策というのは、まさに行政が市民に対するサービスであると思っております。ぜひこの施策を市民へのサービスとしっかり行政としてはとらえていただいて、主要事業の目標値の達成に向けて取り組んでいただきたいと、このように思います。

ちょっと検証という点から1点お伺いしたいと思います。

財政フレームというのがあったかと思うんですが、前期の平成19年から23年の5年間で、財政見通しとして当初2,003億円という形でこれは見込んでいたかと思えます。実際に実績が、23年度予想かと思えますが、歳入で2,185億円、歳出で2,103億円ということで、歳入で180億円強というような増加になっている。これについてはどのような評価とか検証があったのか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 具体的には、繰越金の増といったものとか、子ども手当の関係の増というものを見込んだ中での部分でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。子ども手当、かなり大きな金額だったので、かなりの金額があったのかとは思っております。また、これの財政につきましては毎年調整をしているということで、了解したいと思います。

もう1点、この財政のフレームの関係で、24年から28年までで2,111億円という財政見通しがされております。これについては、先ほどはちょっと

とやはり大分ふえているというような中で、実績より減少させているというような中でありますが、この辺、どのような考えがあったのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 後期計画に当たりましての財政フレームということですが、現下の経済情勢、リーマンショック以降の景気の動向、あるいは、今、ヨーロッパでの金融不安、震災以降の景気の低迷、そういったものを踏まえての予測ということで組んだ部分でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。

これ、財政フレームというのは、この後期基本計画の中でどんな位置づけで、どんな影響が出てくるのかというのを伺いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） もちろん施策を実行していくために要する費用等々でございまして、これらについては、当然ながら、事業選択の中で必要経費として上がってくるものでございますので、非常に大きなウエートを占める部分でもありますが、お金をなるべく工面しながら将来の夢に向かって進んでいくというのが、そもそものこの総合計画の趣旨でございますので、それらを踏まえて、積極的な部分で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） よくわかりました。

特に財政については、これからこの財政状況というのは、少子・高齢化、人口減少、こういう中

でますます厳しくなってくると思っております。

財政フレームは、歳入では市税などの自主財源の確保の目標、歳出では、先ほども言われましたが、効率的な行財政運営に私はかかわるものだと思っております。また、大きな事業を計画するための指標となるものでありますので、ぜひしっかりとらえていただきたいと、このように思います。

的那須塩原市を取り巻く状況と課題についてであります。ちょっと何点が再質問をしたいと思えます。

まず、この少子・高齢化、人口減少、ひとり世帯の増加、この辺につきまして、やはり大変一番重要な、私は課題だと思っております。この辺につきまして、ちょっと詳しく、どんな施策をしていくのか、あればお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 少子化ということでのお尋ねでございます。

総合計画の中で、児童福祉の充実という項目の中で幾つか施策を上げてございますけれども、子育てに関して、少子化もさることながら、子育てに関して、核家族であるとか地域のつながりの薄れであるとか、そういったようなことで非常に難題を抱えている家庭が多いというようなこともあります。

それで、今現在、平成22年度から26年度までの計画期間で次世代育成支援対策行動計画というものも策定して、子育てに関する支援を総合的に、保健福祉部内だけではなく、各部関係する施策を横断的に統合した中で推進するような体制をとってございます。

その中でも、特に今回の後期計画の中で目指すべき方向として取り上げましたのが、子育て環境

の整備、それから要援護家庭への支援の充実ということで、全体的な子育てというような整備、保育園もありますし、先ごろ、この12月1日に実際の活動を開始しましたファミリーサポートセンターなどを中心とした、地域での子育て体制の充実等が上げられます。

それから、要支援家庭ということで、特に子育てに関するリスクの大きい家庭に対する支援対策ということも、一つの充実の課題としております。

それとあと少子化の関係ですけれども、基本施策の次の項目ですね、保健、医療の充実という中で、子どもを守り育てる健康対策、それから若い世代の健康対策ということで、特に若い女性の過度なダイエットとかそういったような風潮から来る産む前からの健康づくりから始めて、産んだ後の母性、父性の育成というようなことも具体的な施策ということで、それから妊産婦の健康対策ということで、妊婦健診の費用の助成というようなものを具体的内容に上げて、産む前から産むまで、それから産んでから育てる間というようなことで、一連の支援を行えるような体系で計画を策定させていただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

いろんな施策を考えているということで理解はいたしますが、やはりこの人口減少については、これは本当に日本の非常に悩むべき課題だと考えております。

もう1点ですが、雇用環境の変化ということで、この安心して働ける雇用の場の創出とかやはり企業の誘致、この辺がやはりこの那須塩原市にとっても課題だと私は思っています。この辺について何か考えがあればお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 5つの課題のうちの雇用環境の変化に関しまして、どのような対策をというお尋ねかというふうに思います。

この本文のほうにも書いてございますが、先ほど総務部長からも現下の経済情勢の話がありましたけれども、そのようなことで、この一那須塩原、あるいは日本の問題だけではないというふうに、世界的な問題かなというふうにはとらえてございますが、先ほど来出ています市民アンケートでも、断トツに雇用に関する満足度が低いということで、それに対応してということで、基本施策の施策の活力を創出するまちづくりという中で、産業観光部関連の農林業、あるいは畜産業、商業、サービス業、工業、観光ということで、あと就労環境の充実と、これらは前期からずっとあった流れでございますけれども、その中で、特出しですね、先ほど企画部長のほうでも答弁しましたけれども、農観商工の連携ということで、特に那須塩原市については観光業についても連携をしてということで、今回の後期計画には1項目を設けて、トップの項目ということで地域産業の活性化と、これらによりまして何とか雇用も確保できるのかなということも1つございます。

さらには、工業の振興の中で、こちらも前期計画からの踏襲にはなるわけでございますけれども、中小企業への経営基盤への支援と、さらには、企業誘致の推進、あるいは支援ということで、こちらについても、前期計画のときよりもさらにこの雇用等をめぐる情勢は悪化しているといえますが、本文にも書いてございますように、産業の空洞化ということで、大手企業等ももう国内生産から国外へということでシフトされている状況の中で、まずは、企業の誘致ももちろんですが、現在市内に立地している工場、企業等に出ていかれないよ

うにと、そのような対策についても当然進めていく必要があるということで、これは国、県のほうの対策もそんなようなことになってございますけれども、そのような中で、企業立地の支援について、何とか前期計画で到達できなかったいろんな奨励制度等についても後期計画の中では実現していかななくてはならないのかなというふうなことで、現在のところ考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

その企業の誘致とかというのは、非常に今厳しい状況というのは私もよくわかっております。

あと1点、この雇用という面から、那須塩原市、この農業の大変盛んな市であります。若者がこの農業の職業につく、そういうこともやはり私は那須塩原市で考えていくべきなのかなとちょっと思ったので、この辺について何か考えがあれば伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ただいま議員おっしゃいました農業ですね、こちらについても、担い手といいますか、現在の農業をめぐる就労環境、労働環境ということになりますと、やはり高齢化をしているということで、それらの対策としてシルバーファーマー等の制度もことしからできて、やっております。

それについて、シルバーファーマーは、若い人の就農というよりは、リタイア組の農業のヘルパー制度という形になるかと思えますけれども、一番の課題は、何といたしましても後継者対策、あるいはその農家の後継者だけじゃなくて、今、議員がおっしゃったような、若い方の新規参入ということで、特に今現在の民主党政権の農業再生の中で力を入れて、新規就農者の支援というふうな事

業も創設になってございますので、今回、私どもも1件、この新規就農支援の関係で補正予算も出させていただいておりますけれども、こちらは今後、特に本市は農業のまちということで、重点的に取り組む必要があるかなというふうには考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） そうですね、ぜひ若者が本当に農業につける、そんな状況をつくっていただきたいと思います。

特に今、TPPの問題なんかもあります。やはり食料自給率、これが日本にとっては非常に重要なところだと思います。まさに私はこの部分で産業になっていくのかなとは思っておりますので、ぜひ、一番特徴であります那須塩原市の農業、その辺を十分に考えていただきたいと思います。

の土地利用関係について再質問をちょっとさせていただきます。

この土地利用につきましては、まさにまちづくりの観点から大変重要な位置づけだと思っております。そのような中で、土地利用の適切な規制、誘導を図りますということでございますが、土地利用の観点から、福島大学が、産廃の立地規制のため、水と緑の保全ゾーンの指定等に関する条例、これが福島大の提案のもと、環境対策課がこれを原案として作成したかと思えます。

まさにこの那須塩原市の最重要課題である産廃の立地規制方策でもあり、計画的な土地の利用推進に私はつながるものだと思いましたが、この条例案についてどのような見解があったのか伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま土地利用の中で、福島大学に産廃の立地規制方策で、その

中での土地利用条例ということで提案がありました。これらにつきましては、ご案内のとおり、庁内で検討委員会をつくりまして検討してきたわけですが、それらを踏まえて、報告は受けておりますけれども、庁内検討会の中では、やはり市の、ただいま議員がおっしゃったように、土地利用という観点から、どういうふうに誘導するかというふうな部分が問題になったわけですが、やはり本市の基幹産業であります酪農関係、そういったものとか、新たに進出してくる企業ですね、そういったものとかかわりとか、そういったこと等を踏まえて、なかなか難しいということで、現実的には、今後さらに検討するということになっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今の段階では非常に難しいので、今後、もう一度検討するというようなお話でよろしいかなと思います。

福島大学の調査にもかなりのお金をかけているところでございます。ぜひ、やはり土地の利用については、那須塩原というのはまさに自然が一番財産ということでありまして、この自然を守ることからも、しっかり誘導、そして規制も必要になるのかなと私は思っておりますので、その辺のところを十分に検討、調査していただきたいと、このように思います。

の市民アンケートの調査のほうからの関係であります。市民アンケートの調査から、約80%の人が、那須塩原市については住みやすい、どちらかといえば住みやすいということになっております。なぜ住みやすいかという内容を見ると、自

然が豊か、災害・犯罪が少ないなどの理由が約85%程度になっております。これは、さすが那須塩原市の自然がもたらしている、私は結果であると思っております。

福祉サービスとか道路・下水整備、また産業の振興、教育、効率的な行政運営など、実際に施策をやっておりますが、これについては余り評価されていないのかなと私はちょっと感じたんですが、この辺についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 今、議員おっしゃったとおり、自然を中心に、緑だとかそういう部分で市民は満足しているわけでございます。そのみでは、結果的に食べていけないというか、生きていけない部分もありますので、いろんな近隣地域とのきずな、あるいは家族での小さい単位でのきずなとか、そういう部分についても、それぞれの満足のある生活をしていかないと、全体的に満足度は高まらないんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、各施策等について、この基本計画のほうでは、A、B、C、Dというような形でグラフ化している部分でございます。やっちはいるんですが、なかなかこの満足度アップという形にはつながらない部分もあるのかなというふうに思います。

ただ、自然ばかりではなくて、地理的に交通の便で言いますと、非常に、高速交通網等々がありまして、そういった意味での首都圏へのアクセスとか他の地域とのアクセス等では、そういう意味では満足度が高いんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 了解いたしました。

本当に那須塩原市にはいろんな財産があるということかと思っております。

最後になりますが、の市民との協働の地域づくりで、協働のまちづくり、具体的な施策5項目が示されております。その中で、先ほども若干説明はあったんですが、新規の主要事業5つが示されているかなと思っております。この辺についてもう少し具体的に、もし説明できればお願いしたいなと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 具体的には、これからマニュアル等をつくっていく段階でございまして、細部は詰めていないんですが、例えば市民提案型のまちづくり事業というのは、それぞれの市民レベル、あるいは市民団体レベルでお考えいただいて、あるいは地域、あるいは観光振興も含めて、地域産業、あるいは地域資源の活用の上、雇用を創出していくとか、いろんな組み合わせができるかと思うんですが、そういう事業について、私はこういう事業を展開していきたいんです、どうぞ採択いただきたいというような形で積極的に出していただいて、それを具体的な事業として展開していく。10年、15年前のいわゆる、例えば農業で言えば、道の駅ならず産直の運動がそんなような形だったかなというふうに思うんですが、ああいうものを再度展開していくような形になるかと思えます。

それと推進基本計画については、山本はるひ議員のほうでお答えしたとおりでございます。

協働のまちづくりの行動計画の策定というのがあるんですが、これについては、いわゆる全庁的に各部にわたった事業が展開される予定でござい

ます。おおむねを言うと、この主要事業のうちの約半分は、協働のまちづくり事業そのものじゃないかなというふうには私は思っているわけでございます。トータル的には二百幾つこの主要事業があるんですが、100ぐらいは実は協働事業なんじゃないかなというふうには私は感触として思っております。これを横断的に協働のレベルにのせまして、当然ながら、この満足度を調査しつつ、どの程度にたどり着くかという部分に重きを置いて、これらの行動計画等も策定していきたいというふうに思っております。当然ながら、そこの最終目標は、「自然とふれあうやすらぎの那須塩原」という形になるかなというふうに思います。

それから、団体等については、やはり同じような形で、お話ししたとおりでございます。

最後に、そのイメージアップ等については、簡単に10周年ということでお話ししたんですが、これが26年になるのかなというふうに思うものですから、3年後までにもろもろその事業の内容について計画していきたいというふうに思っております。

地域資源というのは、そういった第1次産業的な資源だけじゃなくて、人材、人も資源だというふうに思っておりますので、例えば那須塩原市から東京・近県、あるいは大阪方面に出た方で著名な方がおりますので、そういう人を活用しながら、企業の誘致だとか、あるいは子どもたちの学習だとか、そういうものを高めていくというのも一つの手かなというふうに思っております。それらも含めて、イメージアップという形で推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） まさにこの後期計画のメインテーマは、市民との協働だと私は思っており

ます。後期計画の目指す方向は、那須塩原市の将来像である「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」であります。この後期計画が、栗川市長が望んだすばらしいまちづくりの羅針盤になることを希望しまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で11番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

菊地弘明君

議長（君島一郎君） 次に、29番、菊地弘明君。
29番（菊地弘明君） 一般質問を行います。

1、上下水道行政について。

汚水ふた、雨水ふたの下記の点についてお尋ねいたします。

現在までの対応についての詳細な経過についてお尋ねをいたします。

業者・代理店はどのようになっているのか。また、シェアについて詳細な説明をお伺いいたします。

価格についてお伺いいたします。

問題点はなかったのか。あるとすれば、その解決策はどのようにしたのかお尋ねをいたします。

今後進めていく中での改良点はあるのかお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 1の上下水道行政について、 から までのご質問に対しまして、一括してお答えをいたします。

現在、本市発注の下水道で使用するマンホールふたは、日本下水道協会の規格に準拠する那須塩

原市下水道用マンホール蓋仕様書により定めております。以前は旧3市町で異なっていたものを、平成20年4月から那須塩原市の統一仕様書として適用しているものであります。

マンホールふたについては、メーカーなどの指定はしておりませんが、使用実績は、近隣に製造工場を有するメーカーが8割を超えております。これは地理的な要因によるものと思われれます。また、価格につきましては、市として独自の設定はしておらず、栃木県土木工事労務資財単価表に掲載されている共通の設計単価により積算を行っております。

したがって、本市においては、メーカーや代理店などを特定せず、価格の設定もしていないことから、下水道工事でのふたの納入などについても特に問題はないと考えております。

今後とも本市の仕様書を適用し、下水道事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、1から5まで、関連しておりますので、一括して再質問をさせていただきます。

今、副市長さんのほうからる説明があったわけでございますけれども、現在までの対応についてというようなことで、まず初めに、変更された点、あるいは現状のまま来ているものもあるのか、その点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 現在の仕様の中では、日本下水道協会の仕様、これにつきましては、ふたの種類、品質、形状・寸法、材質、塗装、試験方法、検査表示と、こういうものを適用しまし

てやっております。かつては形式的な仕様だったものが、性能的な仕様という形に考え方が変わってきております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そのような中で、業者、それから代理店は特定はしていないんだというようなお話でございますけれども、一応業者としては、今、副市長さんの話でも、80%が1社で持っているというようなお話でございます。実際、このマンホール工業会とかというものがあるようなお話は聞いているんですけども、それは何社なのでしょうか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 今の御質問は、どのぐらいの業者があるかという質問ということで、お答えさせていただきますと、日本グラウンドマンホール工業会、これに加盟している会社が25社あるというような情報は持っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 実際、この那須塩原市のマンホールのふたを納入している業者というのは25社なんですか、何社なんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 私どものほうでちょっと整理をさせていただきますが、納入に関しましては、工事が始まる前に、材料の承認という形で上がってまいります。それを仕様書に基づいて判断していくということなんですが、今までの納入業者を見ますと、3社でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 3社で10割のあれをやっていると、そのうちの1社が8割をやっているというお話ですよね。今、副市長さんの話でも、1社が80%を取り扱っているんだという話からですと。

そうしますと、代理店というのは、この例えば80%を納入している実績のある会社の代理店というのは何社あるんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 私どものほうもその調査をさせていただきまして、まず、納入している製造メーカー3社に対して聞き取りをしまして、代理店といたしましては、市内2社、市外では3社という調査の結果がございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そうしますと、この代理店は、今、納入業者が3社あるんだと、代理店は、市内が2社でほか3社あるんだと。これ、例えばの話、具体的に、例えば8割をやっている業者がAとしますね。あとB、Cと。そうするとその代理店は、その市内の2社というのは、どの会社の代理店となっているのか、おわかりであればお知らせ願いたい。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） それにつきましては、ちょっと把握してございません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 把握していないというので、聞くこともちょっとできないんですけども、じゃ、市内の2社というのは、当然、この8割を占めている業者の代理店となっていることは間違いないんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 製造メーカーAという設定をしますと、市内の業者が2社と、市外の業者が1社という形になります。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） B業者の代理店というのはわからないんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 何をBとするかなんですが、残り2社のうちの1社は市外の業者ということでありませう。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そうするとこの代理店は、A、B、Cといった場合に、Aというのは8割と、B、Cが2割ですか、これやっているのは。その少なくとも市内の代理店は、2つの業者のところにもたがって代理店として入っているというところからえ方でよろしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 私のほうで調査した結果、またがって入っているという情報を確認はしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このようなことをお尋ねするというのは、要するにこの納入業者が直売はしないということで、あくまで市内の要するにそういう水道業者さんですか、そういう方は、その代理店を通さないと買えないというようなことではないかと思ひます。

そういう中で、ほとんどを占めている業者の大部分をその2つの代理店がやっているということ

に関して、市のほうとしてはどのようなお考えなのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 先ほどの副市長からの答弁もございましたように、私どものほうの考え方としまして、まず、ふたの仕様、これは日本下水道協会の仕様に基づくものであればこのものでも使えると、そういう中で、メーカーについては、材料承認の中で、適正なものについてはそれを承認すると。代理店については、私のほうでは、それは請負業者の調達方法ということで、把握もいたしませんし、それについては関知はしていないということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 1点だけちょっとお尋ねしておきたいと思ひますけれども、業者が25社ある中の3社だけだというような中で、この業者等をもっとふやすような、そういうお考えはないかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 私どものほうは、何度も申しますが、那須塩原市の仕様書に基づいて、それが適正なものであれば、結果として今まで業者が3社でありましたが、それがふえるものについては、全然問題もございませんし、改めて25社すべてが入ってきていただいても全然問題はないと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この那須塩原市下水道マンホール蓋仕様書の策定についてというようなことで、20年4月1日から施行されていると。そこ

の10のところに、疑義として、本仕様書に定められていない事項で疑義が生じたとき、または社会情勢が変化という文面があるんですけども、このことについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 今おっしゃられた部分は、仕様書の中の10番ということでよろしいんですね。仕様書は定めておりますが、やはり例えば日本下水道協会のほうの仕様が変わるとか、あとはさまざまなそういう状況の中で変化が出たとき、これについては、企画書を変更するというのは必然ではないかなと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 続いて、価格についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

この3社あるんだということで、各業者への平成22年度の受注価格の総額というのは幾らくらいというふうになっているのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 平成22年度では、使用した枚数が109ということでありますので、単価につきましては、建設物価とか積算資料という既に公になっている価格がベースになって、県が指定しているということですが、その価格を見ますと、約5万9,000円から6万6,000円の中で設定はされているということなので、おおむね6万円程度と考えた場合、6万掛ける100ということで、650万程度の金額になるのではないかと考えられます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ふたの統一単価というものは決められておりますけれども、積算上は単価を公表していないというようなことなので、わかっていないと思うんですけども、このふたの工事のときの契約というのは、随意契約でやっていらっしゃるんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 工事につきましては、ふたの工事だけではございませんので、管渠工事、例えば路線がありまして必要延長に対する部分がありまして、その中に管路の部分、マンホールの部分、そういうものが入ってまいりますので、単独に出しているわけじゃなくて、全体の工事費の中で積算をされているという考え方でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そうしますと、ふたとその下の管というのは一体化されていると、一体化して工事をやらなければならないというふうになっているんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 考え方とすれば、管を布設して、管理用のマンホールをその施設としてつけて、一体として管路として汚水を排水していくという中で、一体的な発注という形になりますので、先ほども申しましたように、ふたと受枠を別に発注するというふうではなくて、工事の全体の中で発注しているという形になります。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そうすると、これは例えばふたが古くなったとか、がたつくとか、そうい

ったときにふただけをかえるということではなくて、その下の管までかえないとだめだということでもよしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 私の説明がちょっと不十分だった部分がありますが、一体というのは、それぞれの構成、例えば排水するときには排水管を伝わり、マンホールについては、その下にマンホールのコンクリート構造物があって、その上に受枠がついたマンホールが入ってくるということなので、一体と申しましたのは、発注の形態が一体であって、構造的には、コンクリート製品の上にそのマンホールの受枠をつけてセットするという形でありますので、万が一、今まで破損というような大きな問題はなかったんですが、交換となりますと、基本的には、コンクリートから外しまして、受け枠とマンホールを交換するというような形の補修になると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ちょっと確認なんですけれども、その受枠とふたの場合は、以前はその納入業者のものでないとだめだとなっていましたけれども、先ほど副市長さんのお話ですと、そういうものはオープンになったということなので、どこの業者のふたでも大丈夫だというようなことでよしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） その先ほど申した共通仕様というのは、あくまでも基本的な仕様でありまして、受枠とふたの関係につきましては、さまざまなそのメーカーで考えた、がたつき防止とか、その稼働の状況とか、あとはかぎの関係と

かありますので、A社の製造メーカーのふたがB社の受枠につくということは難しいとは思いますが、ただ、基本的には、私どもで考えているマンホールのふたというのは、受枠とふたをセットで機能するような形で考えておりますので、ふただけを交換するという考え方はございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ちょっと私の認識とずれているところがあるんですけども。これ、今言ったような状況が起きたときは、例えばA業者のふたがそういう状態になったときには、その枠まで取ってしまうので、B業者のやつも大丈夫だというような認識でありましたけれども、そういうことではないんですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 当然、修繕をやるに当たっても、請け負った業者が、やはり先ほど申しましたように、材料の承認を上げてきますので、それは業者を固定するのではなくて、それぞれの仕様で適正なものであれば、どこのメーカーのものでも使うという考え方でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） お話はわかりました。

そういう中で、ちょっと業者の方にお尋ねをしたところ、このマンホールの工事等につきましては、大きい業者の方はたくさん発注するので、いろんな面で有利といいますが、そういうものがあるんだけど、小さい業者の方が非常に大変な思いをしているんだというようなお話を聞いたわけなんですけれども、そのような点についての担当部局としてのお考えはいかがですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） ちょっと私のほうではその内容ははかりかねますが、1つは、業者の規模によっては、その施工能力というものも異なってきますので、そのようなことがあるかもしれませんが、私のほうからは細かい話はちょっとお答えできないということであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、こういう大変な状況の中で、業者の方、代理店の方も当然でしょうし、また、工事を請け負っている業者の方たちも、非常に不況という中で皆さん一生懸命頑張っているわけでございますので、やはりこういう工事等につきましても、門戸を広げて、たくさんの方が参入できるような、そういう体制でもって進んでいかれたほうがいいんじゃないのかなと私は思っているんですけども、その点についてのお考えと、今後進めていく中での改良点というものがあるとすればどのようなものか、また、それらの解消についてはどのようにお考えなのか、最後にちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 繰り返しの答えになってしまいますが、製造メーカーは、日本下水道協会の仕様、私どもの仕様と同じなんです、それ等に十分適合しているものであれば、私どものほうでは、その仕様については十分承認もできます。ですので、門戸を閉ざしているわけではございません。

また、改良点ということですが、仕様書についても、基本的な部分、今のものが完璧だとは思いませんが、さまざまなそういう状況とか、変動、周りの状況の変化に応じて検討していくこ

とはあるとは思いますが、今のところ、今の仕様書を尊重しながら下水道の工事に当たっていきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き会議を開きません。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 2、教育行政について。

下記の点について、当市の小学校における取り組みについてお尋ねいたします。

全国学力テストの結果を踏まえ、国語で正しく読み取る力をはぐくむ授業はどのようにしているのかお尋ねをいたします。

2、「早寝・早起き・朝ごはん」についての児童、保護者の意識の変化は、また、児童の生活の改善は図られたのか。この運動をもう一歩具体化させた運動は考えられないか、お尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件に、 、 、 お答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、小学校の国語の授業についてお答えいたします。

昨年度の全国学力・学習状況調査小学校国語の結果から、本市の児童は、正しく読み取る力のうち、登場人物の相互の関係をとらえて読む力、さまざまな文学的文章を読んで自分の考えを広めた

り深めたりする力、感じたり考えたりしたことをまとめながら読む力、この3点に課題があることがわかりました。

そこで、市内の各小学校では、課題の克服に向けてさまざまな文学的文章を授業の中で計画的に取り上げて、登場人物の行動や会話、情景などのすぐれた叙述に着目させ、読書経験や自分の体験などと関連づけ、自分が感じたことや考えたことをまとめながら読む学習活動を充実させております。

次に、の「早寝・早起き・朝ごはん」についてのご質問にお答えいたします。

昨年度の全国学力・学習状況調査の児童質問紙の結果によりますと、本市の児童は全国と比較して、早寝・早起きを実践し、朝食をしっかりとっている児童の割合が高いという傾向が見られております。「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣が身についているという好ましい状況であると子どもはとらえており、児童の基本的な生活習慣がさらに定着していくように、各小学校に対して指導、助言を続けていきます。

なお、運動の具体化についてでございますが、本市の教育行政基本方針の大きな柱である小中連携から一步踏み込み、小中一貫に向けた人づくり教育の推進の枠組みの中の一つの具体的な取り組みとして位置づけていきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、1のほうについて再質問をさせていただきます。

全国学力テストの結果でございますけれども、全国が83.3、国語のAで見ますと。それから、本市が82.2、県が82.9%。それから国語のBについては、全国が77.8、本市が71.8、県が77.2%と。国語のAについては、県は全国で32位、それから

国語のBについては全国で34位となっております。

今、教育長さんのお話で、いろいろと施策は行っているようでございますけれども、まず初めに、当市のこの82.2%と71.8%についての教育長のご見解について、ちょっと初めにお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 本市の児童の平均正答率は、先ほど議員のご指摘のとおりでございますが、全国と比べて若干低いと考えておりますけれども、0.1、0.2ぐらいで、ほぼ全国と同程度であると、こんなふうには考えております。

また、領域別で見ると、話すことと聞くこと、言語事項が全国をやや上回っておりますけれども、書くことと読むことに関しまして全国を下回っているところから、本市の傾向として、A問題はほぼ全国と同程度、ただし、B問題につきましては全国よりかなり低くなって、大きな課題としてとらえているところです。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そういう中におきまして、多分、小学校は栃木県で101校受けたと思うんですよね、この学力テスト。難しい質問とはなりますけれども、当市のその成績というのは大体どれぐらいと見ておるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） そこまで追求しておりませんでしたので、位置づけについては、先ほどの全国と県の平均の傾向ということだけしかとらえておりません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そういう中におきまして、これは全国学力テストの結果を分析してきた県教

委では、弱点の克服ということで、栃木県の全小中に指導資料を配付していると思います。特に国語の指導のポイントはどのようなものか、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 県教委のほうでも、栃木県の傾向と課題というふうなのをとらえておまして、各校に配付されております。

ただし、私ども那須塩原市として、やはり本市の傾向と、それから直近の各学校のそれぞれの課題というふうなのをとらえまして、うちのほうで、本市では小学校の国語では3点ほど位置づけておりますけれども、音読や朗読を取り入れながら、登場人物の行動や会話、情景などから読み取れる登場人物の心情、登場人物相互の関係をノートやワークシートにまとめさせるというのが第1点です。第2点は、文章を読んで思ったり考えたりしたことを発表させたり、ノートやワークシートにまとめさせるということで、1点と2点目は、ワークシートで直接この児童の教育活動にしっかりと根づくようにという作業形態を取り上げているところでございます。

それから3点目は、複数の文章を読ませ、自分の考えをまとめた読書紹介をさせるというふうな、こんな3点を中心に課題として各学校でとらえていたところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この学力テスト、もちろん資料配付から1年ほどたっているわけなんですけれども、教育長さんのお話ですと、今の3点について、特にいろいろやっているんだというお話でございますけれども、市の教育委員会として、その成果というものはどのようにとらえているのか、ちょっとその点についてお尋ねしておきたい。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 今の課題というふうなのを各年次ごとにまとめておりまして、それをとらえまして、市では毎年、学校訪問、35校ありまして、小学校25、中学校10でございますけれども、2年に1回ないしは3年に1回くらい行くというふうなことで、それと同時に、各学校の資質の向上のための研修会等では、指導主事を派遣して、今の課題が授業の中でどのように取り上げられているかというのをチェックしておるところでございます。

そういう中で、平成19年度6年生が平成22年度3年になったときに、この4年間の中で、同じ学年が次の段階で受けたときということ、一番最初の19年度と22年度を比べますと、すべての例えばAブロックの中では、那須塩原と栃木県と全国を比べますと、本当に0.3ぐらいの差ということで、19年度は1.7とか1.8の差があったところが縮んだと。Bに関しまして、マイナス3.0がプラス0.3のところが出てきたということ。それから、算数についてはまた別なんですけど、そんなところで、4年間の中で同じ学年がどのように変化したかというふうなところも学年ごとにとらえていく準備も整えておまして、こういう点からも、各学校の取り組みがそこに出てきているんじゃないかと、こんなふうに推察しているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 言っても、それから教えてもわからない子がいるとか、それから、算数の文章の問題を読んでも、何を求めているかがわからなければ、問題は解くことはできないと思うんですよ。ですから、そういうことから、この読

み取る力をはぐくむ授業というのは非常に大切だ
なと思っているわけでございますけれども、こう
いう中において、今、教育長さんのお話を聞きま
すと、多分このようなものをやっているんじゃない
のかなというふうに思われるんですけども、
リライト活動というのを国語の授業で行っている
ところがあると。これは、正しく読み取る力をは
ぐくんでいる学校が、このようなリライト活動と
いうものを行っているということでございますけ
れども、このリライト活動というものについて、
どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） そのような形でというこ
とで、市全体では取り組んでおりませんが、各
学校で、今のところ報告はありません。ただ、本
市としては、やはり読むだけではなくて総合的な
意思の伝達ということを養成するために、各学校
ではほとんどコミュニケーション能力の育成とい
うふうに置きかえてやっているところでございま
す。ただいま議員のご指摘のところの情報は、各
学校にも伝えたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このリライト活動とい
うのをやっている学校は、キーワードを見つけて、
読んだ内容をみずからの言葉で書き直すリライト
活動を国語の授業で行って、正しく読み取る力を
はぐくんでいると。これまでの国語の授業とい
うのは、要旨を扱う授業を行ってきたのではないか
と。そして、このリライト活動を取り入れること
により、自分の言葉で書かなければいけないため
に、子どもたちに読まざるを得ない状況が生まれ
た。そのため、いずれは先生が教えてくれるとい
う受身意識の子どもに変化が見られ、これまで何

をしてもわからなかった児童から、とにかく考え
を書かないとといった主体性が見られるようにな
ったと。

要するに、キーワードを見つけて自分の言葉で
書くという指導方法がわかりやすく、先生方にも
スムーズに受け入れられたという事例があるわけ
でございます。私は、これをすれば児童の学力が
上がると、また、力がついたかが目で見てわか
り、ベテランの先生だけでなく若手の先生でも
できるやり方で、学校全体で課題を共通認識でき
る点が決め手となって、この活動をやっているん
ですよという校長先生の言葉があるわけなんです
けれども、これらの点について教育長さんのご見解
をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 今の内容と、それから先
ほど私が本市で3点ほど重点的にという課題とし
てとらえているというのは共通なところがありま
して、キーワードイコール、私どもは、自分の考
えをワークシート、それからノートにまとめる
ということで、これはコミュニケーションの自分の
考えをしっかりとまとめ、そして相手に伝える、
最低、基礎的な能力でございますので、それをし
っかりと授業の中でやり、そして総合的にコミュ
ニケーション能力につなげていくという形をとっ
ているところでございまして、内容はそっくりだ
と思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） わかりました。

続いて、2番目のほうに入らせていただきたい
と思います。

「早寝・早起き・朝ごはん」、この運動につい
ては過去に鈴木紀議員も質問していると思うんで

すけれども、学校で、このような運動についてルールづくりをしている学校というものはあるんですか、市内で。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この早寝・早起きについてのルールということよりは、日々の生活のルールで、学習の状況、家庭での生活、家庭学習の手引、家庭の生活の手引等をつくっておりますので、そちらのほうで、特にこの「早寝・早起き・朝ごはん」という、これだけに特定するというのではございません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このような運動は、当然保護者が協力をしなければいけないと思うんですけれども、保護者がこのような運動に対してどのような協力をしているのかというようなことについてのご見解をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） まず、各学校では、生活習慣チェック表というふうなものをそれぞれの学校の考えでつくり、それを家庭に配布するという事で、児童生徒の意識の高揚を図っている学校があります。これは、今、10ブロックが小中連携で取り組んでおりますので、小中連携の視点も踏まえ、小中統一した表を作成して、中学校区全体で取り組んでいるというふうなのが一例でございます。

また、それを一定の期間を設定して、集中してこの全校がチェックできるというふうに集中指導をしているというところがございます。

それから、さらに、親も徹底できませんので、学年日より、それから保健日より等で基本的な生活習慣についての話題を取り上げます。そして、そ

れを読んだ保護者の意識の高揚を図っていると。

それから、栄養教諭や養護教諭による指導も行っているということで、その中ではどのようにと、保健体育の授業、特別活動の授業で計画的に指導をしている。授業参観や学校公開日及び学年部会時に、指導の様子をこのようだとということで保護者に説明をしていると。それから、保護者が児童生徒とともに授業に参加する場を設定している。

また、大きくは、学校保健委員会というのがありますので、そこに講師として校医を招いて勉強会を行い、正しい知識や指導のポイント等を保護者とともに職員も学習をしていると、こんなふうなところが今のところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、教育長さんのお話を聞きますと、私がもう一歩具体化させた運動というようなものをこれから言おうと思ったんですけれども、何かそれはもう前もってやっているのかなという感じはするんですけれども、一応質問のあれに入っていますので、させていただきたいと思います。

「早寝・早起き・朝ごはん」は、もう一歩進めた運動として「6時半、みそ汁運動」というものを進めている学校もあります。この運動に取り組んだ背景は、健康にかかわる生活ルールを守った児童がおり、児童が一生懸命取り組んでいるのだからPTAも何かしなければと考えて、朝は6時半に起床し、みそ汁を加えた朝食の後に登校する「6時半、みそ汁運動」が始まりましたと。これらのご見解について、教育長さんがもしご見解があれば、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 特定のその今提案されま

した運動については、具体的には各学校ではそれぞれ取り組んでいるのだと思いますけれども、まず、朝の朝食の重要性ということは、基本的な生活習慣の育成ということで、これは学校の経営と同時に生徒指導、児童指導の重要な分野でもございまして、各学校ではしっかりと取り組んでいる。さらにそれを食育というふうな面からのところで総合学習等でもやっているところがございます。

ですが、ただいまのような、これをやっているというふうなことは、私のほうでは提示できません。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この「6時半、みそ汁運動」というのは、ある学校が、平成17年に学校が中心になり、健康にかかわる生活ルールを守れた児童にポイントを与え、多くためた児童を表彰する「すこやか貯金」を始めた。PTAも何か取り組もうと考えて、朝6時半に起床して、みそ汁を加えた朝食の後に登校する「6時半、みそ汁運動」を行うことで話がまとまった。

そして、先ほど教育長さんがチェックシートというようなお話をしましたけれども、やはりここでも、児童が6時半までに起きたか、みそ汁を加えた朝食を済ませたかを尋ねるチャレンジシートを各家庭に配布していると。

それで現在は、この「すこやか貯金」は、始めたころは、要するにテレビを見るのは1時間以内、夜9時には寝るとか、学校側が児童に課題を示してきましたが、平成19年度からは、児童が自分で課題を設ける方法に改めた。チャレンジシートには、やはり本市と同じようなことをやっていると思いますけれども、児童が6時半までに起きたか、みそ汁を加えた朝食を済ませたか、子どもの様子や自慢したいみそ汁の作り方などを書く欄

を設けていると。このシートは学校で回収して、PTA広報紙でその結果を報告していると。やはり期間を限定して、実施率の向上を図っていると。この学校は、3学期制で運動を各学期ごとに5日ずつ、「すこやか貯金」は毎月1週間程度実施しているのだと。

こういふことでございますけれども、この点についても教育長さんのご見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 今のようなご指摘の「すこやか貯金」等、そういうふうなはありませんが、本市の実態としまして、先ほどの学習・生活状況調査の結果から、朝食を毎日食べていますかという設問に対しまして、本市は93.3%の家庭で朝食を食べていると。栃木県平均が91.3%、それから全国は89%ですから、かなり定着をしているということと、それから、何時ごろに起きるかということで、午前6時30分前という設問にしまして、当市は54.4%、そして栃木県が47.6%、全国が36.8%ですから、これも自主的に行われているということで、こういう特定の「すこやか貯金」とかご褒美とかそういうものをつくらなくても、今現在で既に定着しつつあるというふうなのが本市の現状ですので、今のところ、そういうふうなことは考えておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 朝食を食べる子どもが93.3だと、そうすると6.7%の子どもは食べていないということなんですけれども、その食べていない子どもたちの原因というのはどこにあるんでしょうか。

また、それとともに、給食を残す子どもも何か

いらっしゃるというようなことなんですけれども、その辺の児童はどれくらいなのでしょう。また、その原因等はどのなのでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 食べていない児童生徒というふうなのは数%ありますが、これは家庭の事情で、両親の勤務または片親とかさまざまな事情がありまして、これはやむを得ないというところも感じているところでございますけれども、学校としましては、そういうふうなことがあっても、やはり児童生徒の毎日の生活ですので、生活設計に関して親の協力を求めるというふうなのは今後も引き続きやっていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、給食を残すというふうなのは、やはり各学校の問題点として残っておりますので、おいしく楽しく食べれるというふうな方向に持っていきたいということで、先ほど申し述べました食育に絡めて今後も指導をしていきたいと、こんなふうを考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 最後の質問になります。

6時半に起床することで、朝食に時間をかけることができ、それから排せつの習慣づけにも有効だと考えていると。また、みそ汁は豊かな栄養があって、いろいろな具を入れることができ、先ほどの質問にも、産業観光部長さんが前の議員さんの質問にお答えしましたけれども、地産地消の推進にも役立っているんじゃないかというような、そのことをこのみそ汁6時半運動の校長先生がおっしゃっているんですけれども、やはりこのみそ汁を食べることによって、そういう地産地消にも役立つというようなことを校長先生がおし

やっているんですけれども、当市においては93.3%が朝食を食べているというようなことなので、そういうふうなことにはなっているのではないかと思いますけれども、最後にその点をお聞きしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） みそ汁ということでございますけれども、給食の献立及び給食担当の教員、それから献立の説明等で、各食材についての摂取の効果、効能というふうなのは、時期を得て説明をしておりますので、みそ汁ではなくて、食材の中に大豆等原材料を使っているときには、多分その効果が児童生徒には流れると思いますので、こういうふうな話があるということだけお伝えしたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） いろいろとありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で29番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。ただいまより一般質問を始めます。

1、介護保険についてです。

新たな介護計画を作成し、国が負担増と利用抑制を強める中、高齢者ニーズに寄り添う介護と市民の負担軽減に向け、以下、市の考えを求めると

のです。

日常生活圏域ニーズ調査の実施と日常生活圏域部会開催など、公的責任と住民参加は確保されているか。

です。市の介護施設入所待機者が320人となり、深刻な事態となっています。解消に向けた施設の整備と進捗の対応は十分とられているか。

です。在宅介護と軽度と認定された市民の利用が抑制されようとする中、支援を強化する考えがあるか。

財政安定化基金の取り崩しと介護給付費準備金を使って、保険料を引き上げる考えはあるか。

です。介護保険への一般会計からの繰り入れをふやし、国へは国庫負担の増額を要請するべきと思うが、市の考えを求めるものです。

以上5点について、市の対策と考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 高久好一議員のご質問にお答えいたします。

1の介護保険についてのご質問に順次お答えします。

初めに、の日常生活圏域ニーズ調査の実施と日常生活圏域部会開催など、公的責任と住民参加の確保についてお答えします。

本市は現在、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定中であります。計画は、被保険者、学識経験者、介護サービス事業者から構成される介護保険運営協議会の答申に基づいて決定することになりますが、協議会の審議に当たっては、地域の実態や客観的なニーズを把握する日常生活圏域ニーズ調査の結果、介護の現場で働くケアマネジャーや介護サービス事業者へのアンケート調

査結果及び今後実施する予定のパブリックコメントでの市民の意見を踏まえて行いますので、住民参加の機会は確保されると考えております。

なお、日常生活圏域部会は設置しませんでした。

の施設整備については、第4期計画中に特別養護老人ホーム3カ所87床の整備を含む17の施設、事業所、整備を進めているところでありますが、既に認知症高齢者グループホーム1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所2カ所、認知症デイ・サービス1カ所がオープンし、残りの13の施設、事業所は、来年度オープンに向けて現在整備を進めているところであります。入所できる施設の整備と、引き続き在宅生活が続けられるよう支援するための事業所を整備することで、待機者の安定した生活を確保していきたいと考えております。

また、今後も入所が必要な高齢者は増加を続けると予測されることから、第5期計画に特別養護老人ホームや在宅生活を可能にするための施設事業所を整備計画を盛り込む考えであります。

の在宅介護と軽度認定者への支援についてお答えします。

本市では、介護保険法等に基づき適正に要介護度を認定しておりますが、要支援、要介護1の軽度の認定者と在宅で介護を受けている人に対しては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって、介護保険制度を初めとした各種制度等を活用しながら支援をしております。

第5期計画では、軽度認定者等の支援強化のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域包括支援センターの機能強化を重点事業として取り組む考えであります。

の財政安定化基金と介護給付準備基金の取り崩しによる保険料引き下げについてお答えします。

本市では、第5期計画期間中に介護サービス利用者及び給付額が増加するものと見込まれることから、保険料の引き下げは困難ですが、県から交付される見込みの財政安定化基金の活用と介護保険財政調整基金の取り崩しによって、できる限り保険料の上昇を抑制する考えであります。

最後に、の介護保険特別会計へ一般会計から繰り入れの増額及び国への国庫負担の増額要請についてお答えします。

介護保険事業の財源は、国、県、市及び被保険者の負担割合が法で定められておりますので、介護給付費に対する一般会計からの繰入金金の増額は考えておりません。

また、国への国庫負担増額要請については、県や他の県内市町村等の動向を見ながら検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。随時再質問していきたいと思っております。

いわゆるニーズ調査と生活圏域部会の設置について聞きました。

そこで、まず伺います。那須塩原市の平成22年度末の第1号被保険者数は2万3,006人です。昨年度より250人増の1.1%増です。要介護認定者数は3,474人で、昨年より94人ふえて2.3%の増、その中でこのアンケートをやったと言われましたが、これは全員調査だったのでしょうか。

私の聞いた範囲では、約7,000人程度の調査と、こう聞いております。全員調査としなかった理由、その中で回答率はどうか、住民の意向は十分つかめると考えているのか、この点について聞かせてほしいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） ニーズ調査ということで、今年度初めて取り組んだ調査手法であります。今までの調査につきましては、どんなサービスを必要としているかというような聞き方をしていたわけですが、ニーズ調査ということで、今現在どんなことで困っているか、そういったような聞き方をしたわけです。

その中で、全部すべての被保険者を対象にしなかったということですが、統計的にある程度のその規模の数が確保されれば、その傾向というものは、そう大きく現実とかけ離れることなく把握できるというふうな考えのもとで、このような調査手法をとったところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ある程度の数を確保すれば傾向はつかめるとのお話だったと思います。改定介護保険法では、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、先ほど部長がこういうお話をなさいました。住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現がうたわれました。

そこで、各自治体が3年ごとにつくる介護保険の経営計画である介護保険事業計画では、これまでにない取り組みが必要となっております。特に市町村は、日常生活圏域 これは中学校区域程度と言われておりますが ごとの高齢者の心身の状況、環境等を正確に把握した上で同事業を作成することが求められるようになりました。

市は、この調査を積極的に私は活用すべきだと思います。地域包括ケアの確立を目指す以上、地域生活圏域ごとにどのようなニーズを持った高齢者がどの程度生活しているのかきちんと把握して、介護サービス基盤を整備することは欠かせません。その意味で、厚労省が行うべきとしている日常生

活圏域ニーズ調査は、すべての地域で全高齢者を対象に積極的に行うべきです。自治体の責任で、高齢者全員の姿を手のひらに乗せて介護保険事業計画をつくるべきです。そして、計画をつくるときには、圏域ごとに生活圏域部会をつくって、住民参加で進めることも重要です。

ところが、那須塩原市もそうですが、多くの自治体は、わずかなサンプル調査で済ませ、日常生活圏域部会を設置するところは極めて少数、こう言われています。せっかくのチャンスを生かせずに残念だと、こう思っています。

そこで伺います。この調査と部会の設置の方法は、市独自の判断によるものでしょうか。指針などによるものなのかも聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） ただいまのご質問にお答えする前にちょっと、大変申しわけなかったんですが、先ほどの質問で回答率というご質問がありまして、お答えしなかったと思います。この件についてちょっと、今、手元に資料を持ってございませんので、後ほどお答えしたいと思いません。

次に、引き続いて、圏域部会の設置について、那須塩原市において、計画策定においてこの部会を策定しなかったというのは、最終的に、最終的に私どもの那須塩原市としての判断ということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市の判断で設置しなかったという答えです。非常に残念だと言わざるを得ません。

に入ります。市の介護施設入所待機者の問題です。300人と、解消に向けて聞きましたと。

介護保険法が実施されてから、全国の特養ホームの入所待機者は全国で42万人、1割の利用料負担のサービスで、利用率は4割にとどまっています。介護のための離職者は年間14万5,000人にとりも言われております。高齢者の生活と命を守る介護保障制度に変えていく、こういう運動が求められているのかなと思っています。

先ほど答弁がありました。3つの施設で97床と、施設の整備を87床と、施設の整備をしているという答弁がありました。亡き栗川市長と言わなければなりません。栗川市長の政策にも、23年度市政運営方針という中で、高齢福祉の充実として、施設入所待機者の300人の解消に向けてという決意が述べられています。その継続が行われているという答弁を得ました。

そういう中で、県内の特養ホームで、入所が必要なのに入れない待機者が、5月1日時点で2,400人という報道が2日ありました。県は現在、特養ホームの整備を進めているが、2012年度末までに開所予定の新施設の対応をしても1,200人分が不足する、こう言っています。

そこで伺います。全国の施設の入所待機者が42万人、市の320人、待機者数は県の2,400人の13.3%を占めることとなります。県内に占める人口比率で約5.85%が那須塩原市の人口です。入所待機者数では、他の市や町の約2.28倍を占めているということとなります。1人で何カ所も申し込んでいるということも言われますが、こうした数字の現状を県内の他市町と比較してどう考えていますか。対策ももう少し詳しく聞かせていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） ただいまのご質問にお答えする前に、先ほど保留させていただきま

したニーズ調査の回収結果等についてお知らせしたいと思います。

実際に配布しましたアンケートの数は、全体で5,000人です。回収されたのがそのうち3,928人、回収率では78.6%となっております。

それでは、ただいまの入所待機者320人ということについてのご質問にお答えしたいと思います。

320人ということで、一応、担当のほうで申し込みを整理しまして、二重、三重に申し込んでいる人たちは一つに合わせて、実質320人が申し込みをしながら、どこにも入れないというような状況だという、まず1つ、数字の意味でございます。

その中で、さらにその320人の方がどういう状態かということ詳しく調査して、今度の計画を策定する際の基礎的な数字とするために調査しているわけですが、その中で、まだ介護度はそれほど高くはないと、ただ、今のうちから申し込んでおきたいというような方もいます。それから、実際は家族で面倒を見たい、本人も家族と暮らしたい、でも仕事の関係や何やらでどうしても施設のほうに行かなきゃならないというような方もいらっしゃいます。実際、もう介護する人もいないひとり暮らしで、もうひとりでの生活は全く無理だというような方もいらっしゃいます。そういったような方については、ショートステイとか使いながら何とかしのいでいるという方も中にはいらっしゃいます。

したがって、320人のうち本当に施設に入らなきゃいけないという人は、およそ3分の1ぐらいになるのではないかとこのように思っています。

それ以外の方については、先ほど早乙女議員のほうからのご質問にもお答えいたしましたように、居宅で生活を続けていくための支援、それを充実させることによって、介護を受ける方本人または

家族の方のご希望等に沿いながら、いわゆる地域において、生き生きとしたというか、地域の中で生活を続けていけるというようなことで解決を図っていく、そちらのほうにも力を入れていきたいというふうに思っております。

ちなみに、先ほど申し上げました4期計画中の17の施設、地域密着型の施設ですけれども、そのうち3施設について、87床分はできていますというようなお話を差し上げましたが、その後、残りの14の施設ですけれども、今現在進行中でありますけれども、グループホームのほうは4つほど、認知症高齢者グループホームが今現在4つ整備中ということで、各施設9名の定員で整備中でございます。

それから、小規模多機能型の居宅介護事業所、これについては、2カ所は既に稼働しております。残り4カ所について今現在整備中ということで、それぞれ25名程度の定員というような形で整備を進めております。

それから、認知症対応型通所介護事業所が1カ所、既に定員12名ということで開所しております。同じく12名の施設2カ所は、現在整備中というような状況になってございます。

申し上げましたように、全部足してもまだまだそれほどの数には達していないということで、なお今後整備が必要ということで、先ほど申し上げましたように、施設、居宅ともに5期計画のほうにできるだけ適正な数を計上していきたいというふうに考えて、現在策定中ということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き会議を開きます。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。320人の分析を行ったと。その中には、今から申し込んでおかないと入れないというので申し込んだという方もいると。入所するのが大変なんだということの反映だと思います。困難な人には、在宅の強化とかそういったところに対応しているということで、ちょっと安心はしましたが、まだまだ施設は足りません。

第5期に向けてさらに施設を整備して対応していくという答弁もあって、安心したところですが、県のほうの中里保健福祉部長というんだそうですが、入所が必要な方が円滑に入所できるよう適切な施設整備に努めていくと答えています。県のほうの計算でも、約50%しか待機者の解消はされないという状況です。市のほうもぜひ来年度からの3カ年の第5期介護保険事業計画には、解消に向けて、待機者があって急務となっています養護ホームの目標をしっかりと盛り込んで、対応していただくよう強く求めるものです。

に入ります。先ほどの答弁もありましたが、在宅の強化という言葉が出てきました。在宅の介護の軽度と判定された市民の利用についての支援の強化について、先ほど質問して答弁をいただきました。そういう中で、地域包括センターを強化してというような話が出ていましたが、8カ所設置されているそうです。

政府、厚労省は、介護保険給付の削減のために、来年度、介護報酬改定、ホームヘルパーが行う生活支援、調理、掃除、洗濯、買い物などの基本的

な提供時間、現行の30分以上60分未満を45分に短縮しようとしています。しかし、根拠とされた調査は、提供時間の実態を調べるのが目的ではない上に、計測もなく、記録に基づかないずさんなものであるということが明らかになってまいりました。

目的には、訪問介護について、利用者の状況等や同居の家族の状況等とサービスの内容の関連性を明らかにすることを上げています。どんな状況の人がどんなサービスを利用しているのかを調べるのが目的です。生活援助の提供時間の調査が目的ではありませんでした。

もともとヘルパーは、こういうことの提供時間を記録することになっていません。1カ月半以上前の行為を、記憶を頼りに記入することになります。実際には同時並行に行うということで成り立っている生活支援サービスの実態を無視した調査ともなっています。

そこで伺います。さらなる時間短縮のヘルパーが、一層の多忙化と離職に拍車をかけるものとなることは明らかです。それは、在学介護のお年寄りの命綱である訪問介護を奪うことにもつながりかねません。市は、生活支援の時間短縮の方針は撤回するよう国に要請すべきと思いますが、考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 国のほうで制度の改定についていろいろ検討がなされているところです。これについて、市として今の時点で国のほうに意見を述べるということについては、今現在、この場で即答はできかねることはありませんので、当然、介護保険を実施している他市町村との情報交換の中で、やるべきときには必要な対応をするということで、常に情報収集と検討に努めてまい

りたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。来るべきときには必要なことは対応していきたいというお話でございました。

厚労省の調査では洗濯は16分となっているが、洗濯機が回っているうちに洗濯物を干すのかという怒りの声が上がっていることを紹介され、小宮山厚労相、調査の方法が適切であったかチェックしたいと答えましたが、全国社会福祉協議会の調査でも、家事支援は個別性が大きいと、標準時間を示すのは困難としていることを上げ、根拠とならないと批判しています。生活支援時間の短縮は、利用者との会話をするゆとりすらなくなるとの批判が上がっていることも示され、厚労相は、調査のあり方や関係者の要望を伺いながら結論を出すとも答えています。

さらに政府は、施設の入所や要介護1、2の人の利用料の引き上げなども検討しており、低所得者への利用料の減免や認知症高齢者の支援の強化をさらに進めるよう、市に求めたいと思います。

に入ります。先ほど答弁をいただきました。財政安定化基金と介護保険給付準備金についての取り崩し、これで保険料を引き下げたらという質問に答弁をもらいました。

22年の決算とか、そういうのをしっかりと一応私のほうも確認してきました。そうした中で、財政調整基金は4,000円の残置というような処置がとってありました。那須塩原市は、そういうのではしっかりと対応がとられたと私は見えています。

ただ、全国的には、この財政安定化基金と準備金が埋蔵金化していて、非常にしっかりとたまっているということが報道されております。そういう意味で、私、この問題を取り上げました。

に入っていきます。一般会計からの繰り入れをふやすという話です。先ほど答弁いただきましたが、そういう中で、22年度の決算からですと、要介護認定者数は3,474人、前年度比94人増、2.8%ふえている中で、繰入金に965万減るという決算になっています。

被保険者数がふえ、予算がふえれば、当然それにあわせ繰り入れもふやさなければなりません。足らなくなるというのが普通の予算の組み方だと思えますが、それにもかかわらず減らした理由、こういったところを聞かせていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 一般会計からの繰り入れということですが、給付費につきましては、先ほど申し上げましたように、法定で割合が決まっているということで、ですから、給付費が大きくなれば、当然、額的には大きくなるということになります。

それと事務費については、人件費等ですが、これについては、人事異動等によって、張りついてくる職員の数であるとか経験年数とかによって、年度によって若干プラスマイナスがあるというふうに考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） これも私のほうで質問に入れましたが、適正にされているということで、12月の補正が組まれたというふうには受けとめたいと思えます。

今後改悪される介護の保険の項目として、在宅生活支援の提供時間の、先ほど申しました60分から45分への縮減、特養の居住費軽減の対象者を狭める、一定以上の所得の人の使用料の引き上げ、

施設入所の要介護1、2の人の利用料の引き上げ、要支援者に対する利用料の引き上げ、ケアプランの作成の有料化など、こうした負担増と抑制の計画はメジロ押しです。国庫負担が減り、国の税と社会保障の一体改革によって負担ばかりを押しつけられ、介護保険料は、保険料を払っても利用ができない、保険あって介護なしという言葉が再び強められようとしています。

こういうときにこそ、国に必要な国庫負担の増額を要請し、高齢者に寄り添う介護となるように市に強く求めて、この項の質問を終わりにします。

続いて、2番のほうに入りたいと思います。子ども医療の拡充とワクチンの補助についてです。

子ども医療の無料化が広がる中、安心して子育てができるよう、医療とワクチンの接種補助の拡充について市の考えを求めます。

子ども医療費助成の中学3年生までの拡充をする考えはあるか。

ほぼすべての子どもが5歳までにかかるロタウイルス胃腸炎の重症化を予防するワクチンの接種が始まり、市の補助実施の考えについて求めるものです。

以上2点について市の考えを求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 2の子ども医療の拡充とワクチンの補助についてお答えいたします。

まず最初に、 の子ども医療費助成を中学3年生までの拡充についてお答えします。

子ども医療費助成については、平成22年度に助成対象を小学6年生まで拡大したところであります。したがって、中学生までの助成対象拡大については、平成23年3月議会で議員の質問にお答えしましたとおり、拡大する考えはございません。

次に、 のロタウイルスワクチン接種の補助実施についてお答えします。

ロタウイルスワクチン接種については、任意の予防接種として始まったばかりであり、現在、補助実施の予定はありませんが、今後の国、県の動向を見ながら検討してまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。まだ中学3年生までは考えていないと。

現在、那須塩原市の子ども医療、ゼロ、就学時前までは現物支給と、小学校1年から6年生までは償還払いと、こういう現状になっていると思います。

こういう中で、首都圏8都県で中学3年生まで無料化は180自治体に上り、さらに、18歳までの無料化は、東京日の出町など、埼玉県滑川町など、こういったところ、学校給食の無料化とあわせて子ども医療制度を高校卒業程度まで拡大する、こういう自治体もふえています。

栃木県内では、子どもの医療の中学3年生までの入院、通院とも医療費助成、無料化を実施している自治体数が急速に広がり、昨年までに27、現在は26になっていますが、これは合併の関係です。既に20自治体が実施に踏み切りました。隣の那須町は、那須町の地域内であれば完全無料化です。別の隣の大田原市、窓口負担はあるものの、中学3年生まで無料化が実施されています。

そこで伺いたいと思います。ことし3月の議会で私の質問、今、部長が答弁されました、その中で、当時の保健福祉部長は、約2,000万の予算があれば中学3年生までの無料化はできると答えています。那須塩原市の22年度の決算では、一般会計、特別会計合わせて31億3,148万円の黒字と、こういう決算になっています。そのうちの2,000

万を充当すれば、中学3年生までの無料化が可能
です。こうした状況の中で、もう一度考えを聞か
せてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 中学生全部で年間
2,000万円ぐらいということで前回お答えしたと
いうことでございますけれども、金額的に余り大
きくないというご趣旨だと思います。ということは、
中学生ぐらいになりますと、乳幼児、小学校低学
年と違って、身体的に相当成長が進んでまいりま
して、疾病にかかる率も非常に少なくなってくる
というようなことを意味しているのではないかと
思います。

お子さん、小さいうちは、当然、お医者さん
にかかる確率は高いですから、それが家計に及ぼす
影響も大きいということでこういったような制度
ができていますかと思しますので、そこら辺のと
ころ、中学生のほうが必要なかどうか、その
2,000万円はほかにいろんな別な使い道があるの
かどうか、いろいろな観点から私ども保健福祉部
としても検討して、今後、市としての政策を決定
する際には、適正な情報を提供できるように研究
を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。
中学生まで成長すると罹患率が低くなるのではと
いう話と、2,000万の使い道という問題、そうい
う答弁でございました。

また栗川市長の話ですが、23年度の市営運営方
針です。安心して子育てができるよう子ども医療
の助成事業を実施してまいります、こう提起して
いました。子ども医療では、既に実施している県
内20自治体、これが74%です。これが中学生まで

無料化をやっています。その歩調に合わせて拡充
するよう強く求めるものです。

に入ります。ロタウイルスワクチンの接種の
問題です。ようやく日本でも、ほぼすべての子ど
もが5歳までにかかるロタウイルス胃腸炎の重症
化を予防するワクチンの国内接種が21日から実施
されました。この胃腸炎は、冬から春にかけて乳
幼児を中心に流行し、嘔吐や下痢、発熱を症状と
して出るものです。ワクチンの販売元によります
と、年間80万人が受診し、8万人が入院し、数人
が死亡すると、こういうものです。生後6週から
24週で2回接種し、1回につき一万四、五千元か
かると、こう言われています。

そういう中で、隣の大田原市の話が報道されて
いました。ロタウイルスワクチンの接種の対応に
ついてです。大田原市の対応についてです。12月
議会に地元医師会からの強い要請で、来年の1月
から3月までの補正予算、接種費用の半額補助と
いうことで計上されています。予算として百数十
万と出ていたので、幾らだという話を聞きました。
126万だそうです。大田原の人口でそういう金額
だそうです。乳児の出生月数に合わせて、こうし
た予算が提出されたと言われています。

あわせて、世界の流れがワクチンに関して出て
います。そういう中では、日本はワクチン後進国
というような話も出ています。VPDを使って子
どもを守ろうという、こういう運動があるそうで
す。既にWHOが日本の政府に勧告している。も
っとワクチンをちゃんと使いなさいという提起で
す。そういう中で、所得の格差が子どもの命と健
康の格差につながることを許してはならないと、
そういう立場でこの問題を提起しました。

このワクチンが認可されたことの周知とあわせ
て、那須塩原市でも、接種補助に要する予算の試
算、こういったことを行ったらどうか。また、接

種補助をするとすれば、どの程度必要かと。同じことですが、そういうことをやっているかどうか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 必要な費用の試算をしているかというようなご質問です。

平成23年11月1日現在の那須塩原市における0歳の人数が1,072人です。ですから、1年間に生まれてくるお子さんが1,100人前後ということになります。ですから、その赤ちゃんたちが対象になるということですね。それについて、大田原市で計上した費用をもとに計算いたしますと、半額補助で接種率が80%ぐらいを見込んだ場合に、約1,200万ぐらいになるであろうというふうに計算はしてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 金額のほうは示されました。約1,200万ということで。こういったワクチンが認可されたことの周知という部分がちょっと抜けたので、周知の方法については後で答えていただくか、していただきたいと思えます。

先ほどの子ども医療の問題、今度のロタウイルスワクチンの問題、どちらとも金額的には非常に少ない金額です。こうした現在は少子化ということで、子どもはまさに宝ということが言えると思えます。ぜひともこういったものを、那須塩原市でロタウイルスワクチンの接種補助を早急に実施するよう求めて、この項での質問を終わりたいと思えます。

続いて、3番のほうに入ります。デマンドタクシーの活用をした公共交通の拡充をということで質問してまいります。

高齢者や学生など交通弱者が安全で便利となっ

たと思える公共交通網の拡充を求めるものです。

「ゆ～バス」が定着する一方で、路線拡充を求める声があります。公共交通システムのあり方の検討はどこまで進んだのか聞かせてください。

「ゆ～バス」を基幹にデマンドバス・タクシーを導入する考えがあるか。

以上2点について、市の対策と考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

松下副市長。

市長職務代理者副市長（松下 昇君） 3のデマンドタクシーを活用した公共交通の拡充という点で2点ありますが、一括してお答えいたします。

公共交通システムのあり方については、本市の公共交通資源の有効活用の可能性やデマンドバス・タクシーなども含め、本市の特性を考慮した公共交通システムの構築に向けて、昨年度設置しました公共交通庁内研究会等において検討しているところであります。

現行、「ゆ～バス」の事業協定が平成24年までとなっておりますので、今後、那須塩原市地域公共交通会議等に諮り、できるだけ早く決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。本市の中で研究会を立ち上げて検討していると、できるだけ早く答えを出したいという話をいただきました。

そういう中で、今あったとおり、公共交通の見直しというのは、25年3月に見直しというのがあるという話のもとに、私、この質問をいたしました。

そこで伺います。先ほどの研究会、市は、公共交通の検討の過程の中では、パブリックコメント

や市民の意向調査を考えていますか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど副市長のほうからお答えをしましたとおり、現在、庁内の研究会において検討をしているところであります。という中で、今後、この計画について、パブリックコメントをどう考えているかということですが、現段階ではまだそのことを考えておりませんが、今後のこの研究会の中で方向性を決めて、その時点ではこの件について検討をするというふうにしていきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） まだ考えていないということですが、方向性が決まったらということでの答弁がありました。

こういった質問をした理由は、真岡とかさくら市、こういったところもやっているというのとあわせて、那須烏山のやっぱり調査がありました。この調査の中で、真岡市の場合は、パブリックコメントは、交通弱者の足の確保や公共交通網の不便地帯の解消、中心市街地での周遊性の確保などを目的に行われていますと。那須烏山市は、市営バスは、4路線のうち小中学生が通学に使う便は数十人の利用があるものの、他の便は少なく、2008年の調査で、950人の8割が公共交通機関をほとんど利用していないと、こう答えた例などがあります。

両方の市は、民間事業者の撤退、路線の代替を運行するだけでなく、空バスを防止し、利便性の向上と利用者の増を図る方針を固め、公共交通網空白地帯の解消の視点からも、事前で予約すると、デマンド交通を掲げたとしています。

市民の声を聞き、地域の実情と要望をつかむための調査、先ほど大切だという答弁もありました。市民の声や要望をつかむことは、私も重要だと思っております。

のほうに入ります。デマンドタクシーについて聞きました。それも含めて検討していくというお話でございました。

「ゆ～バス」の現状について伺いたいと思います。

「ゆ～バス」の運行費は、市からの持ち出しが年間6,000万あると言われてきました。利用者がふえて、約5,000万に縮減されたとの報告がありました。どの自治体も財政状況は厳しく、収支率、運行費に占める収入の割合の改善の必要性から伺うものです。

県は30%を目標にするよう求めています。県が把握している6市町の収支率はいずれも10%から25%となっています。県全体の平均は16%にとどまっているそうです。

そこで、「ゆ～バス」の収支率について伺います。那須塩原市の「ゆ～バス」の収支率と現状はどのようになっているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 本市の「ゆ～バス」の状況であります。財政関係で、補助金の件で今、議員からお話がありましたが、平成22年度につきましては、利用者の増ということで、総額が7,063万5,000円かかりましたが、そのうち料金収入が2,095万1,000円ということで、実質的に市が補助金という形で出した額は4,968万4,000円という状況であります。

収支比率、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどということをお願いしたいんですが、「ゆ～バス」7路線ある中で2路線につい

て、特に黒磯西那須野線は大幅に増加の傾向があります。鍋掛がちょっとふえているというような状況で、7路線のうち2路線はということなんです。残る5路線については、22年度においては前年度との比較では落ちているというような状況であります。それらを踏まえながら、今後、懸案であるこれらシステムに取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 収支率と現状について伺いました。

そういう中で、宇都宮大学の森本教授、交通計画だそうです。収支率について、地域によって実情が違うが、目標はつくるべきだと。税金を使っていることを住民が理解するとともに、どうすれば利用者がふえるかをみんなで考え、地域の活性化につなげることが大事と言っています。

前に進みます。

デマンドタクシーは現在、県内で9市町やっているそうです。その中で那須町は、10月から実証実験に入りました。大田原、下野市なども導入の検討をしており、デマンド交通はさらにふえそうだという報道がされています。

市民の多様なニーズと利便性や、安心して玄関から目的地まで行ける「ゆ〜バス」を基幹にしたデマンドバス・タクシーの導入を強く求めるものです。

以上でこの項の質問を終わります。

続いて、最後の4番になります。不登校・いじめ問題です。

深刻な不登校やいじめの早期発見や予防策として、よりよい学校生活と友達づくりのアンケートが那須塩原市で実践されています。結果と成果について、市の考えを求めるものです。

実施に際して、生徒と保護者への説明と反応

はどのように把握していますか。

今までに得られた成果の分析と活用、今後の計画はどのように進めていくのか伺うものです。

以上2点について、市の対策と考えを求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートについてお答えいたします。

不登校やいじめの未然防止、学級崩壊の予防等を目的に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、いわゆるハイパーQ Uを平成21年度から小学4年生と中学1年生を対象に実施しました。現在は、小学4年生から中学校3年生までに対象を拡大し、実施しているところです。

この実施に際しての生徒と保護者への説明についてですが、児童生徒に対しましては、事前に学級担任等から趣旨や目的を説明して実施しています。また、保護者に対しましては、学校ごとの対応になりますが、おおむね、保護者会等での全体への説明、個人懇談等での個人票をもとにした話し合いが行われています。

反応といたしましては、一人一人に学校生活での指針となるコメントが得られることから、児童生徒、保護者ともに好意的に受けとめられていると把握しております。

の成果の分析と活用、今後の計画についてですが、アンケートは、その結果から、学級における一人一人の満足度の状況や学級全体の特徴を把握することができ、よりよい学級集団にするための方針や具体策を知ること学級経営の充実を図っています。

また、児童の実態に即した適切な指導が行われ、結果的に不登校やいじめの早期発見、未然防止に

役立っています。

今後についても継続して実施するとともに、来年度から小学校3年生にも拡大して実施する考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 生徒と保護者への説明と反応の把握について聞きました。ともに好意的に受けとめられているという答弁でございました。

全国公立小中高校など2010年度に把握したいじめは、震災の影響でデータがない岩手、宮城、福島を除いても、7万5,295件、09年度より3.5%ふえた文科省の調査でわかりました。

文科省は、いじめを受けた群馬県の小6の女児が昨年秋に自殺したことなどから、全校でのアンケートを求める通知を出しました。実施率は、24.5ポイント増の90.4%だったと。文科省も、今、教育長の答弁と同じように、取り組みが進み、把握につながったとしています。

ちょっと私、そこで伺います。早とちりをしたかという部分があります。文科省の取り組みを行ったというこの調査と那須塩原市のアンケート、関係はどのようになっていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 関係はありません。

ただし、毎年、文科相のほうから、学校基本調査ということで、いじめ、不登校等、学校の児童生徒の周りの教育環境についての調査がありまして、そこにいじめの件数と不登校の件数が表記されます。それについての統計はとってあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 関係はないんだという話でしたが、共通する部分もあったと、問題がいじ

めということですから。

それでは、話を前に進めます。

文科省は、取り組みが進み、把握につながったとしている一方で、いじめが3.5%ふえ、校内暴力も増加しています。栃木県の小学校の不登校児童生徒数は、1,000人当たりでは全国7位、生徒全体に占める中退者の割合は全国6位、いじめ認知件数は1,000人当たりでは全国14位、高校での不登校は、ほぼ前年並みの775人で、1,000人当たりでは全国で11位という厳しい現実があります。

そこで伺います。調査を継続している途中という状況もありますが、国のいじめ・不登校の取り組みには厳しい結果が出ています。それに対して那須塩原市の現状はどうなのか、調査の途中から見えてきたものについて聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） いじめの平成18年度からの統計をちょっと申しますと、小学校では69名、中学校では26名、平成19年度、25名、中学校20名の45名、平成20年度、小学校22、中学校30、合計52、平成21年度、小学校14、中学校32、合計46、平成22年、小学校9、中学校25、合計34。本市において、いじめに関しましては減少の傾向にあります。

このいじめの減少というふうなのは市教委のほうもしっかりと把握しておりまして、文科省に報告したこの実数、これが各校でどのようになっているかというのを、指導主事と、それから管理主事を交えて8名が学校に出向き、いじめの聞き取り調査を行います。5月と、それから解決の状況を最終的に判断する10月と2回、年に行っておりまして、年々、いじめが、学校の取り組みと同時にほとんどが解決して、繰り越しが無いということで、学校、親のほうでも、結構、

学校の調査に信頼を寄せているところがございます、そんなふうな状況になっております。

不登校に関しましては、小学校、中学校とも横ばいの状況です。小学校では、平成18年、出現率0.68、中学校4.73、平成19年度、小学校0.57、中学校5.23、平成20年度、0.75、中学校4.69、平成21年度、0.69、中学校4.73、平成22年度、小学校0.46、中学校4.72。

この平成22年度に見てみますと、本市の0.46の小学校の出現率に対して、栃木県は0.32、全国では0.32ですので、やや小学校の出現率が上回ります。中学校に関しましては、4.72が本市でありまして、県では3.29、全国では2.74ですから、約1.5倍と、全国と比較するとやや本市は高くなっております。さまざまな取り組みをしているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 那須塩原市の状況を伺いました。数では減っていると。ただ、全国で見ると率は高いという関係が見えてくるかと思っています。

那須塩原市は、新しい人間関係をうまく構築できないことや、生活環境に伴うストレスの増大などがこうした状況を生んでいるというような分析もありまして、不登校やいじめが増加する中1ギャップ、こういった問題を取り上げていると思います。市教委は、豊かな人間関係をつくるため、豊かな人間関係を築く力をつけるための活動や、出身地の特徴を踏まえた指導の充実を図る必要がある。こうした答弁をもらったことがあります。

そこで伺いたいと思います。那須塩原市では、不登校やいじめが増加するこの中1ギャップの時期に、この中1ギャップを解消すればかなりの部分が解消できると考えているのでしょうか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 中1ギャップというふうなのが話題になって久しいので、どこの市町でもこれに取り組んでいるところがございます、那須塩原市は、小中一貫教育連携推進事業から、小中一貫でこの中1ギャップを小と中の連携の中で解決しようとしているところがございます。また新たに、いわゆる教科の内容が急にふえるこの小4のギャップというふうなものも新たに脚光を浴びているところがございます、そこで、小4と中1からハイパーQ Uを実施したという、そういうスタートがあります。

そして、この中1ギャップに関しましては、やはりQ Uテスト、いわゆるアンケート、これが重要な役割を果たしておりまして、Q Uの役割等の研修会に参加及び校内研修会のQ Uのアンケートの利用についての研修会、そして、これを授業に位置づけて、どのようにこの人間関係を授業と同時に解決に向けて取り組めるかというふうなことで、今現在取り組んでいるところがございます。この結果については、なかなか出てこないもので、まだ今、こうだというふうなことを申し述べるところではございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 小中一貫教育導入の理由の話も出てまいりました。小中一貫導入の理由は、どの自治体も中1ギャップの解消を掲げています。呉市の小中学校児童の67%が中学校に対しての不安を感じているという調査から生まれたと聞いています。

確かに中学に入ると不登校やいじめが急激にふえます。しかし、中1ギャップという根拠は薄弱ではないかという指摘もあります。中1ギャップ

は、心理学や教育学の検証があるわけではないとも聞いています。中学入学への不安がある子どものほうが、より中学で成長できるという調査研究もあります。

中学校で不登校やいじめがふえるのは、中1ギャップというのではなくて、受験の重圧というのが大きな原因とする学識者も多くいます。

そこで伺います。人生で初めての受験の重圧を解決しないのでは、不登校やいじめ、中1ギャップの解消は見出せないのではないかとと思いますが、考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件で、中1ギャップの原因でございますけれども、これははっきりとした根拠はございませんので、その受け取り方で保護者、また児童生徒に関しましてさまざまな受け取り方があると思っております。

ただ、この受験制度とかその他勉強に関しましては、県のほうも、高校受験及び高校の再編を通しまして、小学校、中学校にも影響が出てくるところでございますけれども、今現在取り組んでいるところでございまして、義務教育課のほう、私たちの公立のほうも、県の高校再編に合わせながら学校の仕組みを考えていきたいと、こんなふうに思っているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） そういった問題に合わせて取り組みを進めていきたいと。根拠はないとあっさり言われましたので、私のほうもちょっと驚いたんですが、さらに伺います。

中1ギャップの解消は、小中一貫校の導入のためであり、その究極の学校統廃合のための一律化であって、不登校やいじめの解消にはならないの

ではないかと私は思いますが、市の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この小中一貫の目的に、中1ギャップの解消というのは一つの目的ではございますが、そればかりではなくて、小中一貫というのは、義務教育3プラス6の9年間、長い一つの流れの中で、キャリアを持って生徒を卒業させ、実社会に送るというふうな大きな目標のもとに、人づくり教育というふうなことから小中一貫を進めている。その中で、この中1ギャップ及び不登校その他さまざまな問題もあわせて解決できるというふうなところを考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。小中一貫校の導入が学校の統廃合だと見抜いたところでは、反対運動が広がっています。地域に学校を残そうと、地元企業も反対運動に参加しているところもあります。大阪の門真市、小中一貫校を口実にした小中学校の統廃合を凍結しました。横浜市では、最初のモデルがうまくいかず、今後の施設一体型の新しい学校の予定は白紙となっています。

子どもの成長、発達に合わせてしっかりと教育をしていくというのは、どの自治体も大きな目的であります。深刻な不登校やいじめの解消に向けた取り組みが全国で試みられています。その中で那須塩原市のメープルは、成果がいまひとつ見えてきませんが、子どもに寄り添う市独自の意欲的で地道な取り組みと私は評価しています。

不登校やいじめが少しでも解消できるよう求めて、この項の質問を終わります。

以上で私の質問を全部終わります。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） すみません、先ほど3番の質問で、「ゆ～バス」の収支比率のご質問に対して答弁を保留しておりましたので、申し上げます。

平成22年度の収支比率は29.7%であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 以上で10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分